

第十九回 参議院大蔵委員会會議録第三十六号

昭和二十九年四月十六日(金曜日)午前十一時二十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君

理事 藤野 繁雄君
小林 政夫君
菊川 孝夫君
東 隆君

委員

岡崎 眞一君
木内 四郎君
白井 勇君
山本 米治君
土田 太郎君
前田 久吉君
三木 與吉君
成瀬 幡治君
野溝 勝君
堀木 鎌三君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君
会専門員 小田 正義君

法制局側

参事(第一部 第二課長) 杉山 惠一郎君

説明員

大蔵省主税局長 白石 正雄君
大蔵省第一課長 大倉 真隆君
大蔵省理財局長 平井 迪郎君
大蔵省理財局長補佐 濟課課長補佐

本日の會議に付した事件

○連合委員会開会の件

○企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案(内閣送付)

○委員長(大矢半次郎君) これより大蔵委員会を開会いたします。

この際お諮りいたします。本日の理事会の申合せにより、外務委員会において審議中の日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるの件、農産物の購入に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件、経済的措置に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び投資の保証に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件の四件について、連合委員会を開くことを申入れたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

なお連合委員会の日時等につきましては、外務委員会の都合もあることと存じますので、委員長に御一任願ひたいと存じます。

○委員長(大矢半次郎君) 次に、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案を議題といたします。

第十九条より説明を願ひます。

○説明員(白石正雄君) 第十九条を先ず朗読させていただきます。

「大倉説明員朗読」

第十九条 法人又は個人が最低限度以上の再評価を行った場合において

は、この章で定めるところにより、当該最低限度以上の再評価を行った法人又は個人が減価償却資産について行った再評価又は旧再評価に係る再評価税又は旧再評価税及び当該法人又は個人が再評価を行った償却資産に対する固定資産税を減免する。

○説明員(白石正雄君) 十九条第一項は、再評価税及び固定資産税の減免につきましても概念的な規定を設けておるわけでありまして、法人又は個人が最低限度以上の再評価を行つた場合、この最低限度以上の再評価につきましても第二項におきまして定義しておりますので、第二項を朗読させていただきます。

「委員長退席、理事藤野繁雄君着席」

「大倉説明員朗読」

第二項 この章において「最低限度以上の再評価」とは、法人又は個人が再評価法及びこの法律の規定により要再評価資産について再評価を行ひ、且つ、当該再評価を行つた日に於ける要再評価資産の再評価後簿価総額が同日における最低再評価簿価額以上となるに至つた場合における当該再評価をいう。

○説明員(白石正雄君) 最低限度以上の再評価と申しますのは、再評価を行つた場合におきましてその簿価総額が限度額の八割以上になつた場合を申すわけでございます。

ありますところの字句につきましても、すでにこの前のときに定義いたしましたので、御説明いたしました通りでございます。そこで、法人又は個人が最低限度以上の再評価を行いました場合におきましては、この章の規定するところによりまして、減価償却資産について再評価税又は旧再評価税を減免するわけでありまして、減価償却資産は有形又は無形の減価償却資産でございますので、無体財産権等もこの中に含まれるわけでありまして、それから地方税法におきまします固定資産税の減免であります。これは「償却資産に対する固定資産税を減免する」と、かように相成つておりました。再評価税の減価償却資産と固定資産税の償却資産とは対象がやや異なつております。主たるものは家屋でございます。主たるものは家屋でございます。また、家屋が固定資産税のほうにつきましても、減免の対象からは除かれておるわけでございます。これは後に三十三条のところにおきまして御説明申上げるところでございますが、主たる狙いは、家屋につきましても事業用と非事業用と同一の基準によつて固定資産税の課税標準を評価いたしておりまして、そのうちの関係上、家屋に對しまする固定資産税は、この際、減免の対象から除いておるわけでございます。

○土田 太郎君 これは工場もですか。

○説明員(白石正雄君) 家屋につきましても減免いたしません。

「大倉説明員朗読」

第三項 昭和二十八年又は昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日のうちいずれか一日において法人が有する要再評価資産の帳簿価額の合計額が同日における最低再評価限度額以上となるに至つた場合においては、当該法人がその日において最低限度以上の再評価を行つた場合を除く外、当該法人がその日において最低限度以上の再評価を行つたものとみなして、この章の規定を適用する。

○説明員(白石正雄君) 第二項におきまして最低限度以上の再評価の定義を申上げたわけでございますが、最低限度以上の再評価を行わなくても、帳簿価額が限度額の八割以上になると、そういう場合におきましては、やはり同様の取扱ひをいたすということが第三項の趣旨でございます。

○土田 太郎君 さつきちよつと家屋の問題で聞き落したのですが、そうすると、家屋の再評価を八割以上第三項でやつても、その高い価額で固定資産税を受けるわけですか。

○説明員(白石正雄君) 家屋に對しまする固定資産税は、現在必ずしも帳簿価額を標準として課しておるわけではないわけでございます。一般的に一定の基準におきまして評価いたしましたので、その評価いたしました価額を基準として課税しておるわけでありまして、ところが普通の償却資産につきま

しては、原則は、今、家屋について申上げたと同じでございますけれども、非常に評価の方法が困難でございますので、大体におきましては帳簿価額を課税標準の基礎としておりますのが多いわけでございます。従いまして、地方税法のほうにおきましては、帳簿価額を下つて評価してはならないという規定がございまして、再評価で償却資産に対しますところの帳簿価額が上りますと、その上つたところで当然固定資産税も課税になる、こういうことに相成るわけでございます。従いまして、再評価で上つたために固定資産税が重くならないように、この際、特別の減免規定を設けようとしておるわけでございます。ところが家屋につきましては、そのような評価方法に必ずしもよらずに、一般的に、事業用の資産、事業用の家屋、非事業用の家屋を通じて、一定の評価の方法によつて固定資産税を課税しているという状況でございますので、必ずしも帳簿価額とはその評価の方法が関連していない。従いまして、極端なことを申せば、現在の家屋に対しますところの固定資産税の課税額と申しますものは、帳簿価額よりも上廻つておるといふことが言えるわけでございます。従いまして、ここに減免の対象として規定いたしておりますところの特例規定は家屋につきましては適用しないと、かような取扱いをしておるわけでございます。

〔大倉説明員朗読〕

第四項 昭和二十八年一月一日又は昭和二十九年一月一日において個人が有する要再評価資産の帳簿価額の合計額がその日における最低再評価

限度額以上となるに至つた場合においては、当該個人がその日において最低限度以上の再評価を行つた場合を除く外、当該個人がその日において最低限度以上の再評価を行つたものとみなして、この章の規定を適用する。

○説明員(白石正雄君) 第四項は、第三項と同様の趣旨のことを個人につきまして規定いたしましたわけでございます。限度額の入割以上になつたという場合につきましては、やはり再評価を行つたものとみなして減免を行つと、こういう趣旨でございます。

〔大倉説明員朗読〕

第五項 法人が昭和二十八年又は昭和二十九年中に合併した場合における合併法人に対するこの章の規定の適用については、政令で定める。

○説明員(白石正雄君) 法人が二十八年又は二十九年中に合併いたしました場合につきましては、被合併法人が行なつておりましたところの再評価について、その減免を合併法人についてどのように処置するかというような問題が起つて参りますので、このような関連につきましては政令で定めるといふようなことにいたしておるわけでございます。

〔大倉説明員朗読〕

第六項 「第六条第二項、第四項及び第五項、第十条並びに第十一条の規定は、この章の規定の適用を受けようとする法人又は個人がその有する要再評価資産について再評価を行つた場合について、第十五条及び第十

六条の規定は、最低限度以上の再評価を行つた法人又は個人が再評価を行つた減価償却資産の帳簿価額の減額をする場合について準用する。

○説明員(白石正雄君) 再評価税の減免につきましては、要再評価会社のみでなくして、一般的に法人、個人について適用するわけでございます。従いまして、この関連上、要再評価会社につきまして前章までの規定においていろいろ規定しておりました点を、減免を受ける法人、個人について同じような規定の適用を受けしめる必要があるという意味におきまして、ここにそれらの準用規定を運用しておるわけでございます。

第七項 前項において準用するこの法律の規定の適用については、必要な技術的読替は、政令で定める。

〔大倉説明員朗読〕

○説明員(白石正雄君) 準用する場合におきまして読替規定がいろいろ必要に相成りますので、それは政令で定めるようにしておるわけでありませう。

〔大倉説明員朗読〕

第二十条 法人が最低限度以上の再評価を行つた場合においては、当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日以前に減価償却資産について行つた再評価に係る再評価差額の合計額に対して再評価法の規定により課した、又は課すべき再評価税の合計額のうち、第一号に掲げる金額の百分の六に相当する金額と第二号に掲げる金額の百分の三に相当する金額との合計額に相当する金額の再評価税を免除する。

産の再評価後簿価総額から、同日における要再評価資産の再評価限度額の合計額の百分の六十五に相当する金額を控除した金額

の区別をする必要がある。実質的な三次と思はれるものにつきましては六〇%全部免除する。実質的に一次、二次と思はれるものにつきましては半分だけの三〇%を免除する。こういう考え方に立つておるわけでございます。そこで第一号で「最低限度以上の再評価を行つた日における要再評価資産の再評価後簿価総額から、同日における要再評価資産の再評価限度額の合計額の百分の六十五に相当する金額を控除した金額」、限度額の六十五を超えるところの金額、これが純粋の第三次再評価額だ、かように概念したわけでありませう。六十五という数字がどういふところから出て来たかということが問題になるわけでありませうが、これは第一次再評価を限度額までやつて、そして昭和二十九年の一月或いは二十九年中再評価をやる事業年度というものを一応月途いたしましたして、その間まで法定償却をやつて行つたならば帳簿価額は幾らになるか、そのときの帳簿価額は、それから第三次の限度額というものを比較いたして見ますと、つまり第三次の再評価の限度額と、第一次の限度額まで再評価をして、第三次再評価のときまで法定償却をしたときの簿価との割合が六五〇になるといふ点を押さへまして、六五〇のところまでは第一次相当分だ、かように考えたわけでありませう。この線は資産の耐用年数、或いは取得の時期、こういうものにつきまして個々にわかれるわけでありませうが、大体例をば一例を申上げますと、昭和十九年に取得いたしました資産で、耐用年数が十年のものは六四・一%、それから十五年のものは六五・六、

二 当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日以前に減価償却資産について行つた再評価に係る再評価差額の合計額から前号に掲げる金額を控除した金額

二

二十年のものは六六・一、かようなふりに相成るわけでありませう。それは、なお取得の時期、それから耐用年数の如何によつて異なるわけでございませうが、これを平均的に考へまして、六五〇というふうに抑えたわけでありませう。

それで第一号の、六十五を超える額、逆に申しますれば、再評価をやつたその簿価総額から六五〇相当額までを控除した額については、六〇を免除する。それから第二号におきまして、その六五〇までに達する部分の金額、それにつきましては三〇を免除する。こゝういふふりにしておるわけでありませう。

それから一号の括弧書きでございますが、「当該金額が同日以前に減価償却資産について当該法人が行つた再評価に係る再評価差額の合計額をこえる場合においては、当該再評価差額の合計額」と、これは六五〇以上におきましの帳簿価額がなつておる。従いまして再評価差額自体が、一号の本文に書いてある額に達しない。こゝういふ場合があるわけでありませう。これは先ほど申しましたように、六五〇は法定償却をやつた場合の帳簿価額というところで押えておられますから、法定償却をやらないうと、簿価は六五〇のところよりも上回つておるわけでありませう。そうしますと、最低限度の再評価をやつたときの再評価差額というものは、六五〇のところと、それから再評価簿価との差額に達しないわけでありませうから、従いまして括弧書きで必要な調整を加えておるということでございます。

第二項 法人が最低限度以上の最評

額を行つた場合において、当該法人がこの項の規定により再評価額の免除を受ける旨の選択をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日以前に減価償却資産について行つた再評価に係る再評価差額の合計額に對して再評価法の規定により課した、又は課すべき再評価額の合計額のうち、同日以前に再評価を行つた減価償却資産で昭和二十五年一月一日以後取得したものに係る再評価差額の合計額の百分の六に相当する金額と、最低限度以上の再評価する金額と、最低限度以上の再評価を行つた日以前に再評価を行つた減価償却資産で昭和二十五年一月一日以前に再評価を行つた減価償却資産で昭和二十五年一月一日以前に取得したものに係る再評価差額の百分の六に相当する金額との合計額を加算して算出した金額の合計額との合算額に相当する再評価税を免除する。

一 昭和二十五年一月一日前に取得した減価償却資産の再評価額から、当該資産の昭和二十五年一月一日における旧再評価法第三章の規定による再評価額の限度額から当該資産を同日において当該限度額に相当する金額により取得したものとみなした場合において同日以後当該資産について再評価を行つた日までの期間につき法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されることとなる普通償却額を控除した金額を控除した金額

二 当該資産に係る再評価差額から

前号に掲げる金額を控除した金額

〇説明員(白石正雄君) 第二項の規定は、法人がこの規定による選択をした場合において適用する、かように書いてあります。趣旨は第一項の説明に對して申上げましたのと同じ趣旨でございますが、第一項につきましては、六五〇という平均値でこれを規定いたしましたから、自分のところの資産は六五〇では不公平で、もつと免除額がある、かような主張がなきにしも非ざると考へられますから、法人が個々の資産について個別的に計算をするといふことを考へるならば、その選択によつて減免をするというのが第二項の趣旨であります。従いましてこの考へ方は、先ほど申上げましたように、第一次のときの限度額まで再評価をやつて、その限度額を再評価をやつた場合におきまして法定償却をやつた場合におきまして、その資産についてどういふ免除額になるか、こゝういふ計算を個々のにやつて免除をするといふ考へ方でありませう。

二項の本文のところ、「二十五年一月一日以後取得したものに係る再評価差額」と、こゝう書いてありますが、二十五年一月一日以後取得したものにつきましては第一次の再評価はないわけでございます。従いましてこれにつきましても全部第三次再評価と、かように考へられますから、これにつきましては六〇全部免除するのが第一点であります。それから二十五年一月一日前に取得したものににつきましては、先ほど申したような趣旨によりまして一次と三次の分を分けまして、一次の分につきましては六〇だけ免除するとい

〇土田国太郎君 今大分むずかしい御説明なんです、我々の悪い頭には入らないのだが、結局こゝういふふりに考へてよろしいのですか。第三次再評価したものは六五〇までは全免だ、その以下の分については三〇だ、こゝう考へていいんですか。

〇説明員(白石正雄君) 六五〇を超える部分については全部免除する。六五〇までの部分については三〇免除する。それが第一項で、第二項が、それを個々の資産について個別的に、第一次の限度額はどうなる、第三次の限度額はどうかというのを計算しておやりになるならば、それでもよろしいといふことでございます。

第三項 「第一項の規定により再評価税の免除を受けた法人が最低限度以上の再評価を行つた日後に減価償却資産について超過再評価を行つた場合においては、当該資産についての超過再評価に係る再評価差額の合計額に對して再評価法の規定により課すべき再評価税については、その全額を免除する。」

〇説明員(白石正雄君) 第三項の規定については、第一項で、つまり六五〇という概括計算によつて免除を受けました法人がその後再評価をやつた、こゝういたしますとこれは当然六五〇を超えることになりませうから、従いましてこれについては全免をする、こゝういふことでありませう。その括弧書きに「減価償却資産」といたしまして、「(第二次)の規定に該当する資産を除く」と、こゝう書いてございませうが、これは基準日の特例資産でございまして、第四項を読みまして後におきまして関連して御説明申し上げます。

第四項 「第一項の規定により再評価税の免除を受けた法人が基準日の特例資産について超過再評価を行つた場合においては、当該資産についての超過再評価に係る再評価差額の合計額に對して再評価法の規定により課すべき再評価税の合計額のうち、第一号に掲げる金額の百分の六に相当する金額と第二号に掲げる金額の百分の三に相当する金額との合計額に相当する金額の再評価税を免除する。」

一 当該法人が超過再評価を行つた基準日の特例資産の再評価額の合計額から、当該超過再評価を行つた日における当該資産の再評価限

度額の合計額の百分の六十五に相当する金額を控除した金額

二 当該資産についての超過再評価に係る再評価差額の合計額から前号に掲げる金額を控除した金額

○説明員(白石正雄君) 基準日の特別資産につきましては、これは再評価の限度額というものを計算する場合におきまして一応全部除かれておるわけでありまして、従いまして、限度額の六五%以上は免除するとか、そこまでの分は二分の一に免除するというような計算をする場合に、その限度額の計算の中に含まれていないわけでありまして、従いまして、これにつきまして

は、別個にその基準日の特別資産自体を基準といたしましてその限度額を計算をして、今まで申上げましたような趣旨によつて減免を行つたというのが第四項の趣旨であります。ところが基準日の特別資産につきましても、最低限度の再評価をやつたときに一緒に基準日の資産について再評価をやつておつた、かように相成りますと、その前に六五%という計算をする場合に、やはり限度額の中に入つて来ておるわけでございますから、こういつたものにつきましても第三項の中に一緒に入るといふことに相成るわけでありませう。それで「基準日の特別資産」と第四項で書いて、「最低限度以上の再評価を行つた日以前に再評価を行つたものを除く」とかように括弧書きで書いておられますのは、基準日の特別資産であつても、最低限度以上の再評価を行つた日以前に再評価をやつたものについては、これはもう第三項の中に入つて、そして六五%という計算の中

に入つてしまふ。それで、その除かれた残りのもの、これが第四項の基準日の特別資産となつて、これはそれら個別的に計算をして減免をやる。かように相成つておるわけでありませう。○委員長(大矢半次郎君) 暫時休憩いたします。午後十一時五十八分休憩 午後二時十三分開会 ○委員長(大矢半次郎君) 午前に引続きまして会議を開きます。企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案を議題といたします。第二十条の五項から願います。○説明員(白石正雄君) 第五項を朗読いたします。「第二項の規定により再評価税の免除を受けた法人が減価償却資産について超過再評価を行つた場合において、当該超過再評価に係る再評価差額の合計額に対して再評価法の規定により課すべき再評価税のうち、左の各号に掲げる金額の合計額に相当する金額の再評価税を免除する。一 超過再評価を行つた減価償却資産のうち、昭和二十五年一月一日前に取得したものでその超過再評価を行つた日における帳簿価額が同日における旧再評価限度相当額以上であるもの及び昭和二十五年一月一日以後取得したのものについて超過再評価に係る再評価差額の合計額の百分の六に相当する金額

を控除した金額の百分の六に相当する金額に旧再評価限度相当額から同日における当該資産の帳簿価額を控除した金額の百分の三に相当する金額を加算して算出した金額の合計額」

第五項の規定は、先に第二項によりまして、個別的に計算をして免除額を計算する、こういう規定があつたわけでございますが、第二項を選択した法人についての問題でございますが、そのような法人が最低限度の再評価をやりましたのちに又再評価をやつた、こういうことになりまして、これが超過再評価でありますから、そのような場合におきましてはどのように免除をするかと、こういう問題であります。それで、概括計算をいたしました場合におきましては、超過再評価をやりましたものは一応原則的にはもう全部六五%以上になりますから、全部免除したわけでありませう。ところが個別的な計算をやる場合におきましてはやはり個別的に計算をする、こういうことになりませう。

そこで先ず第一号でございますが、最低限度の再評価をやつたのちに又再評価をやつたという、その超過再評価をやりました場合におきましては、その資産が二十五年一月一日前に取得したものでありまして法定償却をやり、第一次の限度額から法定償却をやりました額、それを超える部分につきましては全部免除するということになります。これはこの前の通りであります。それから二十五一年一月一日以後に取得いたしました資産ならば、これはもう第一次分というものはないわけでございますから全部免除する。そういう意味

で、今申しました二つの分につきましてはいづれも六五%の免除に相成るわけでございます。それから第二号で、第一号に該当しないものと書いておられますのは、二十五年一月一日前に取得いたしましたもので計算をいたしまして、その六五%を帳簿価額を超えない、そういうものにつきましては、六五%免除するところと三%免除するところとがあるわけでございますから、それをそれら計算をして免除をするというのが第二号の規定でございます。で、第二号の規定の中で括弧書きがありますが、「再評価額が旧再評価限度相当額以下である資産に係る再評価差額の百分の三に相当する金額」と、これは旧再評価限度相当額以下、つまり概括計算の場合には六五%以下のところまでしか再評価をやらなかつたというわけでありませうから、従いまして六五%の免除はないわけでございます。だからそれにつきましては三%だけの免除をやるということが括弧書きでございます。

○小林政夫君 第二号に書いてある「超過再評価を行つた減価償却資産のうち前号の規定に該当しないもの」とありますが、これは個別であつて、従つてここに「金額を加算して算出した金額の合計額」と、こういうことになるのでせう。

○説明員(白石正雄君) さようでございませう。

○小林政夫君 そすると、どうもこの五項全文の書き方はこれでいいんではないけれども、減価償却資産というやうな言葉、これは法人全体を通じてのことですけれども、ただ減価償却資

産、ただ資産というふうには言ひ放してある場合には、常に個々の資産であつて、その複数の場合には常にその資産の合計額、こういうふうな頭にに入れて読めば間違いないのですかね。○説明員(白石正雄君) 二号は「超過再評価を行つた減価償却資産のうち前号の規定に該当しないものについて」と、そこで「ものについて」ということを書いておられますので、そこでまあ個々のものだとおつたことを現わしておるわけでありませう。

○小林政夫君 そいうふうな説明を受ければさういふふうに読めるのでございませう。この法文をわかりやすくするといふやうな意味から言つて、これは、ここで言わなければならぬといふことではないのですけれども、何か複数と個を言葉自体において使い分けをする方法がないのか。例えばこの前のときに向つた最低再評価限度額、こういうふうなことは、これはもう複数なんですから、合計額……。そうすれば私の私案では、最低再評価限度総額といふやうな言葉を使わせばわかりやすいのではないか。これはあなたのはりの考えでは最低再評価限度額と、この複数の言葉は、最低再評価に関する限りはもうそれしかない、こういうことで一貫して行くのだからけれども、最低のつかない再評価限度額といふものについては二様に使い分けがある、合計額と断つておる場合と、そうでない場合と……。それだから総体の額、合計の額だといふことはつきりするのには、最低再評価限度総額とかいふやうに、一見、文字を見ただけで、これは合計額か個かということがわかるやうな配慮がとれないものか。

産、ただ資産というふうには言ひ放してある場合には、常に個々の資産であつて、その複数の場合には常にその資産の合計額、こういうふうな頭にに入れて読めば間違いないのですかね。○説明員(白石正雄君) 二号は「超過再評価を行つた減価償却資産のうち前号の規定に該当しないものについて」と、そこで「ものについて」ということを書いておられますので、そこでまあ個々のものだとおつたことを現わしておるわけでありませう。

○小林政夫君 そいうふうな説明を受ければさういふふうに読めるのでございませう。この法文をわかりやすくするといふやうな意味から言つて、これは、ここで言わなければならぬといふことではないのですけれども、何か複数と個を言葉自体において使い分けをする方法がないのか。例えばこの前のときに向つた最低再評価限度額、こういうふうなことは、これはもう複数なんですから、合計額……。そうすれば私の私案では、最低再評価限度総額といふやうな言葉を使わせばわかりやすいのではないか。これはあなたのはりの考えでは最低再評価限度額と、この複数の言葉は、最低再評価に関する限りはもうそれしかない、こういうことで一貫して行くのだからけれども、最低のつかない再評価限度額といふものについては二様に使い分けがある、合計額と断つておる場合と、そうでない場合と……。それだから総体の額、合計の額だといふことはつきりするのには、最低再評価限度総額とかいふやうに、一見、文字を見ただけで、これは合計額か個かということがわかるやうな配慮がとれないものか。

産、ただ資産というふうには言ひ放してある場合には、常に個々の資産であつて、その複数の場合には常にその資産の合計額、こういうふうな頭にに入れて読めば間違いないのですかね。○説明員(白石正雄君) 二号は「超過再評価を行つた減価償却資産のうち前号の規定に該当しないものについて」と、そこで「ものについて」ということを書いておられますので、そこでまあ個々のものだとおつたことを現わしておるわけでありませう。

○説明員(白石正雄君) 私ども法文を
作るに当りましては、相当検討したわ
けでございますが、お説のようない点に
おきましてはなお配慮の行き届かない
部分がございます、或いは非常に紛
らわしくてわかりにくいという点が散
見いたしますような点は、どうも至ら
ない点で申訳ないと思っております
が、一応法文そのものといいたしまし
てはそれ〴〵筋を通しておるつもりで
ございます。

○小林政夫君 折衝書の位置はこの位
置でいいんですかね。これはむしろ項
を改めたほうが適正じゃないかと思
いますか……。

○説明員(白石正雄君) 項を改めて書
くということも勿論考えられるわけで
ございますが、まあこの点はこれで処
置したほうが簡略ではないかという意
味で折衝書で挿入したわけございま
す。

○小林政夫君 これは全体にかかると
けでしようかね、この折衝というの
は……。

○説明員(白石正雄君) 大体、全体に
かかるわけでございます。ただ中に入
れましたのは、合計額という点を含め
る意味におきましてその間に挿入した
ことになっております。

第六項「法人が超過再評価を二回
以上行つた場合においては、超過再
評価を行つた再評価日の異なること
に各別に前三項の規定を適用する。」
これは最低限度以上の再評価をやり
ました後に、何回も再評価をやりとい
うことが考えられますから、そういう
つた場合におきましては、それ〴〵に
つきまして以上の規定を適用して計算
をするということでございます。

○土田国太郎君 この第三次再評価を
二回も三回もやるといふ場合は、例え
ばどんな場合なんですか。

○説明員(白石正雄君) これは、極端
な例を一つ申上げますと、前回第二章
のあたりで御説明したと思ひますが、
修正的な意味におきまして追加再評価
をやるというよりな場合が一つ考えら
れるわけでありまして、それから二十
九年度に一度再評価をやつて、二十
九年度に再評価をやるというよりなこ
とを考えられるわけでございますか
ら……。

○小林政夫君 そのほかにあります
か。

○説明員(白石正雄君) そういう場合
もあるわけでありまして。

第七項、「第一項から前項までの規
定は、個人が減価償却資産について
最低限度以上の再評価を行つた場合
又は個人が超過再評価を行つた場合
において当該個人が再評価又は超過
再評価を行つた減価償却資産につき
課した、又は課すべき再評価税の免
除について準用する。」

この規定は、個人につきまして、以
上の規定を準用する、同様に扱うとい
うことを書いておるだけでございます。
第八項、「第一項から第五項までの
規定は、最低限度以上の再評価を行
つた法人又は個人が第八条第一項、
第九条第一項、第十一條第一項、第
十二条第一項又は第二十四條第一項
若しくは第三項に規定する申告書を
その提出期限内に提出した場合に限
り適用する。」

以上の免除の規定は申告書の提出を
要件としておるといふことを書いてお
るわけでございます。

○委員長(大矢半次郎君) 第二十一条に
移ります。

○説明員(白石正雄君) 第二十一条
「最低限度以上の再評価を行つた法
人であつた再評価の規定により再評価
税の免除を受けたものが第六條第四
項の規定により再評価を行つた陳腐
化資産等について第十五條の規定に
よる承認を経て帳簿価額の減額をし
て再評価法第四條の規定により再
評価積立金を取り戻した場合には、再
評価積立金を取り戻した額をこえる
第一項第一号に掲げる金額をこえる
ときは、当該法人が最低限度以上の
再評価を行つた日以前に再評価を行
つた減価償却資産について再評価法
の規定により課した、又は課すべき
であつた再評価税の税額から同条第
一項の規定により免除された再評価
税額を控除した金額のうち、そのこ
える金額の百分の三に相当する金額
の再評価税を免除する。」

これは最低限度、つまり再評価限度
の八割まで再評価をやる。この場合
に、再評価法の倍率表によつて計算し
たしましたその八割の限度額まで一応
やつて、たとえ陳腐化資産がありまし
ても、一応その限度額までやりまし
て、承認を経て、陳腐化の分は取り
戻さず、こういう規定があるわけ
でございます。そこで再評価を一度やつ
て、再評価税は納むべきことになつて
おりますけれども、承認を経て取り戻
さず、それだけのものは積立金
も減りますし、再評価をやらなかつた
ことと同じことになるわけございま
す。従いまして取り戻さなかつた部分の税
を免除しなければならぬ、こういう
問題が起つて来るわけでございます。

それで免除する場合に、どういふ免除
の仕方をするかということが問題にな
るわけでございますが、六五%以上の
部分につきましてはもうすでに全部免
除しておつたわけでございます。六
五%までの部分は三%免除しておつた
わけでございますから、従いまして取
り戻さなかつたために六五%を下廻るとい
うところに至らなかつた場合におきま
しては、もう免除する部分がないわけ
でございます。全部免除しております
から……。その六五%を下廻るところ
までに至つた場合におきまして、三%
免除するといふ問題が起つて来るわけ
でございます。そこで、その百分の三に
相当する金額の再評価税を免除する
と、こう書いてあるわけでありまして、
その前のところに、ちよつとくだ
だしく、繰返してはるるに書いてお
りますところは、「当該法人が最低
限度以上の再評価を行つた日以前に再
評価を行つた減価償却資産について再
評価法の規定により課した、又は課す
べきであつた再評価税の税額から同条
第一項の規定により免除された再評価
税額を控除した金額のうち」と、こ
う書いておられますのは、結局免除さ
れた税額を控除した税でありまして、
結局免除後において課されたこと
ろの再評価税と、こういうことに相成
るわけでございます。理窟を申します
と、陳腐化資産を取り戻さずといふ場
合に、ずつとどこまで取り戻さずか。
理論的には、まあずつと取り戻さずと
いうことが考えられるわけでありま
す。その取り戻さなかつた部分は全部
三%づつ免除して行きますと、そも
三%づつ免除して行きますと、そも
再評価税が課せられました部分につ
きまして免除するといふことが考えら
れ得るわけでありまして、要するに
免除は免除として、この再評価税を課
した税額を限度とするぞといふことを
言わなければならない、くだらぬことを
ここに書いておるわけでございます。

第二項「最低限度以上の再評価を
行つた法人が前条第二項の規定によ
り再評価税の免除を受けたものが第
六條第四項の規定により再評価を行
つた陳腐化資産等のうち昭和二十五
年一月一日前に取得したものに
ついて第十五條の規定による承認を
経て帳簿価額の減額をして再評価法第
四條の規定により再評価積立金を取
り戻した場合には、その減額の
額が当該減額をした資産の再評価額
から最低限度以上の再評価を行つた
日における旧再評価限度相当額を控
除した金額をこえるときは、当該資
産について再評価法の規定により課
した、又は課すべきであつた再評価
税の税額から前条第二項の規定によ
り当該資産について計算された再評
価税の免除額を控除した金額のうち、
そのこえる金額の百分の三に相
当する金額の再評価税を免除する。」

これは免除を受けたものにつ
きましては、個別的に計算をして、陳腐
化資産の取り戻さずしに相当するところ
の免除をやるというだけのものでござ
いますから、趣旨は全く同様でござ
います。

第三項「前二項の規定は、最低限度
以上の再評価を行つた個人が再評価を
行つた減価償却資産について第十五
條の規定による承認を経て帳簿価額
を減額した場合について準用する。」
これは個人について準用するとい
ふだけでございます。

それで免除する場合に、どういふ免除
の仕方をするかということが問題にな
るわけでございますが、六五%以上の
部分につきましてはもうすでに全部免
除しておつたわけでございます。六
五%までの部分は三%免除しておつた
わけでございますから、従いまして取
り戻さなかつたために六五%を下廻るとい
うところに至らなかつた場合におきま
しては、もう免除する部分がないわけ
でございます。全部免除しております
から……。その六五%を下廻るところ
までに至つた場合におきまして、三%
免除するといふ問題が起つて来るわけ
でございます。そこで、その百分の三に
相当する金額の再評価税を免除する
と、こう書いてあるわけでありまして、
その前のところに、ちよつとくだ
だしく、繰返してはるるに書いてお
りますところは、「当該法人が最低
限度以上の再評価を行つた日以前に再
評価を行つた減価償却資産について再
評価法の規定により課した、又は課す
べきであつた再評価税の税額から同条
第一項の規定により免除された再評価
税額を控除した金額のうち」と、こ
う書いておられますのは、結局免除さ
れた税額を控除した税でありまして、
結局免除後において課されたこと
ろの再評価税と、こういうことに相成
るわけでございます。理窟を申します
と、陳腐化資産を取り戻さずといふ場
合に、ずつとどこまで取り戻さずか。
理論的には、まあずつと取り戻さずと
いうことが考えられるわけでありま
す。その取り戻さなかつた部分は全部
三%づつ免除して行きますと、そも
三%づつ免除して行きますと、そも
再評価税が課せられました部分につ
きまして免除するといふことが考えら
れ得るわけでありまして、要するに
免除は免除として、この再評価税を課
した税額を限度とするぞといふことを
言わなければならない、くだらぬことを
ここに書いておるわけでございます。

第二項「最低限度以上の再評価を
行つた法人が前条第二項の規定によ
り再評価税の免除を受けたものが第
六條第四項の規定により再評価を行
つた陳腐化資産等のうち昭和二十五
年一月一日前に取得したものに
ついて第十五條の規定による承認を
経て帳簿価額の減額をして再評価法第
四條の規定により再評価積立金を取
り戻した場合には、その減額の
額が当該減額をした資産の再評価額
から最低限度以上の再評価を行つた
日における旧再評価限度相当額を控
除した金額をこえるときは、当該資
産について再評価法の規定により課
した、又は課すべきであつた再評価
税の税額から前条第二項の規定によ
り当該資産について計算された再評
価税の免除額を控除した金額のうち、
そのこえる金額の百分の三に相
当する金額の再評価税を免除する。」

これは免除を受けたものにつ
きましては、個別的に計算をして、陳腐
化資産の取り戻さずしに相当するところ
の免除をやるというだけのものでござ
いますから、趣旨は全く同様でござ
います。

第三項「前二項の規定は、最低限度
以上の再評価を行つた個人が再評価を
行つた減価償却資産について第十五
條の規定による承認を経て帳簿価額
を減額した場合について準用する。」
これは個人について準用するとい
ふだけでございます。

第五

第五

第五

第五

第五

第五

第五

第五

第四項 再評価法第八十四条の規定は、最低限度以上の再評価を行った法人が第六條第四項の規定により再評価を行った陳腐化資産等について第十五條の規定による承認を経て帳簿価額の減額をして同法第四百零四條の規定により再評価積立金を取りくずした場合には、適用しない。

これは、現在の再評価法の八十四條の規定は、再評価をしたものに減額いたしまして、積立金を取りくずした、こういうような場合におきましては、六分の再評価税を免除するという規定に相なつておるわけでございます。ところが今まで御説明しましたような陳腐化資産に關しますところの取りくずしの場合におきましては、それらその免除の規定を一項、二項に置いておるわけでございますから、従いまして六分免除するという八十四條の規定は適用しないということを書いておるのでございませう。

第五項 「第一項又は第二項の規定は、最低限度以上の再評価を行った法人又は個人が第二十四條第四項に規定する申告書その提出期限内に提出した場合に限り適用する。」
以上の免除の措置はやはり申告書の提出を要件としておるわけでございます。

第二十二條 法人が最低限度以上の再評価を行った場合において、当該法人が再評価法の一部改正法附則第三項又は租税特別措置法第十三條の二の規定により施行日を含む事業年度以後の各事業年度終了の日から二月以内に納付すべき減価償却資産についての旧再評価額があるときは、当該法人については、当該旧再

評価額の合計額の二分の一に相当する旧再評価税を免除する。

二十二條の規定は、旧再評価税の減免を規定してあるわけでございます。最低限度以上の再評価を法人が行つた場合におきましては、本法施行日を含む事業年度終了の日に納付すべきところの旧再評価税につきましてこれを二分の一に免除する、こういう規定になつておるわけでございます。で、施行日を含む事業年度以後の各事業年度終了の日から二月以内に納付すべき旧再評価税は、これを納付すべきところの根拠規定は、現在におきましては再評価法の一部改正法附則第三項と租税特別措置法第十三條の二の二つの規定が根拠法規になつておりますので、これを掲げておるわけでございます。

それから括弧書におきましては、旧再評価税額のうち「再評価法第五十六條の規定により当該期間において納付すべき旧再評価税額を含む、一これは再評価税は御承知のように、再評価を行つた場合におきまして、旧再評価税につきましては三年間にそれら分納延納を認める、こういうことに相成つておるわけでございますが、一定額の利益がないという場合におきましては、それら延納の規定がありまして延ばせるように相なつておるわけでございます。そこで法人が最低限度以上の再評価を行つた後に納付すべきところの旧再評価税につきましても、延納の規定で延びて来たところの分もございませうので、延納の規定で延ばされて来て、なお納むべきものとなつているところの旧再評価税もやはり二分の一に免除するという意味で、「含み」

と、こゝ書いておるわけでございます。それから「再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十一條第三項の例により施行日を含む事業年度終了の日から二月以内に納付すべき旧再評価税を除く」、これは除くほうでございませうが、これは、あの時期に譲渡をいたしますと、譲渡した事業年度から二月以内にその資産について残つておる分の再評価税はすくなく納めよ、こういう規定がございませう。この分につきましては免除しない。これは二月内に納付すべきものでありますから、最低限度以上の再評価をやつたからといって免除の理由はないのだという意味で、これは除いておるわけでございます。

○小林政夫君 この規定と、その前の減免の規定との関係ですが、二十條、二十一條で、再評価税を旧再評価税と再評価税とに分けて減免をする。ところが、この二十二條を読むと、少くとも旧再評価税については、今まで払つたもの、それを免除しないように読めるのだけれども、前の条文では当然半減されるようになってゐる。その関係はどうですか。

○説明員(白石正雄君) 今まで申上げて来たものは、第三次の再評価分について申上げて来たわけですが、二十二條は第一次、二次の旧再評価税だけの場合であります。それで、この前申上げましたように、第三次の再評価のうちには実質的には一次と思はれるものがあるという意味で六五〇という御説明をしたわけでございますが、要するに、法律の形式的な意味にいたしますれば、全部第三次再評価税だけの問題であつたわけでございます。従つて減

免の対象として考えましたものは、法律的に第三次再評価税と思はれるものだけを先ず減免の対象にしよ、その場合に六五〇というよりな線の引き方をして一定の減免をするというのが今までの条文でございませう。その場合に、第一次、二次の再評価税はどうするかという問題が起つて来るわけでございます。これが原則として減免をしないということが先ず原則的な考え方でありませう。ところが本法施行後なお未納として残つておるような旧再評価税につきましては、これはやはり何らかの措置をしなければならぬのだらうという意味におきまして、これを單純に二分の一にまけてやるのだと、こういう規定を置いておるわけですが、

○小林政夫君 だから簡単に言つて、一次、二次の評価で金廻りがよくて再評価税は完全に払つてしまつたものは全然免除は受けない。それで第三次再評価で、一次、二次分まで一緒にやつたものは、当然一次、二次のほうは半減される。そして更に第一次、二次をやつたけれども延納をやつておるものについては、延納分だけについて半減してやる。要するに、完全に一次、二次の旧再評価税を納めたものはもう何ら恩典には浴しない、こういうことですね。

○説明員(白石正雄君) 結論的に申上げますればそのようでございますが、なぜそのような措置をとつたかということに相成るかと思はれます。これにつきましては、第一次、二次をやつてその再評価税を全部納付しておる法人につきましては、これは再評価をやつた恩恵をそれだけ受けておる、ということば、再評価税の負担もありませんが、

同時に法人税法上それだけの利益を受けておるわけでありまして、租税負担全体をいたしましては恩恵を受けておるわけでありませう。そういう意味におきまして、もうすでに納付済みのものでございませうが、今更、再評価税の権衡を考慮する必要があるまいという観点に立つておるわけでありませう。ところが未納として残つておる分につきましては、その分についての法人税の負担軽減の恩恵は受けてないわけでございますから、その分はやはり六五〇という線を第三次再評価税について引きました、六五〇までのところは半分にしたという趣旨からいたしますれば、やはり旧再評価税が残つて未納になつておる分についても半分を負けるということが、かように考へて処置してゐる次第でございませう。

○小林政夫君 それは言うだけで、結局、公平という意味から言へば、延納評価はしてゐるのだから、それだけの償却を予定しておるわけで、法人税の減免の措置は或る程度受けておる。それで第三次再評価で一次、二次分まで再評価したというものは、成るほど今はまだその瞬間には受けていないけれども、その事業年度が終るときには当然増加償却分については法人税の軽減になるわけですから、その時期的なズレということになるだけで、受ける利益というものは同じことなんです。そこに何か……金利は違ひませうけれども……

○説明員(白石正雄君) 旧再評価をやつた後、再評価税を納めた分につきましては、

同時に法人税法上それだけの利益を受けておるわけでありまして、租税負担全体をいたしましては恩恵を受けておるわけでありませう。そういう意味におきまして、もうすでに納付済みのものでございませうが、今更、再評価税の権衡を考慮する必要があるまいという観点に立つておるわけでありませう。ところが未納として残つておる分につきましては、その分についての法人税の負担軽減の恩恵は受けてないわけでございますから、その分はやはり六五〇という線を第三次再評価税について引きました、六五〇までのところは半分にしたという趣旨からいたしますれば、やはり旧再評価税が残つて未納になつておる分についても半分を負けるということが、かように考へて処置してゐる次第でございませう。

項が概算計算の場合、第二項が個別計算の場合と、こう分けて書いておるわけでございます。趣旨は全く同様でございます。

〔大倉説明員朗読〕

第三項 「前条第一項の規定により旧再評価税の免除を受けた法人が旧再評価を行った減価償却資産を施行日を含む事業年度終了の日から昭和三十一年三月三十一日を含む事業年度終了の日までの間に譲渡し、又は贈与した場合においては、当該法人については、再評価法又は旧再評価法の規定により課した再評価税又は旧再評価税の外、第一号に掲げる金額第二号に掲げる割合を乗じて算出した金額に相当する金額の再評価税を課する。

一 前条第一項の規定により免除された旧再評価税額の合計額
二 当該資産について旧再評価法の規定により課された旧再評価税額の当該法人が旧再評価を行ったすべての減価償却資産について同法の規定により課された旧再評価税額の合計額に対する割合」

○説明員(白石正雄君) 第三項は、旧再評価税の免除を受けた法人につきましまして、これを譲渡したという場合に、どのように税を課するかというところを規定しておるわけでございます。これも考へ方は前二項と全く同様でございます。

〔大倉説明員朗読〕

第四項 「第一項又は第二項の規定は、第二十条第七項において準用する同条第一項から第五項まで又は第二十一条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定によ

り再評価税の免除を受けた個人が再評価を行った減価償却資産について、当該個人が最低限度以上の再評価を行った日から昭和三十一年三月三十一日までの間に譲渡、贈与又は遺贈があつた場合について準用する。」

○説明員(白石正雄君) 第四項は、以上法人について述べましたことを個人についても準用するというふうに規定しておるわけでございます。

〔大倉説明員朗読〕

第五項 「第三項の規定は、前条第二項の規定により旧再評価税の免除を受けた個人が旧再評価を行った減価償却資産について昭和三十一年一月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間に譲渡、贈与又は遺贈があつた場合について準用する。」

○説明員(白石正雄君) これも個人について準用してあるだけでございます。

○小林政夫君 三十年から三十五年に限つたのは……。

○説明員(白石正雄君) 三十五年といつたのは、大体、再評価税の納付の期間が二十九年中までにやれるわけでございますから、それから五年間ということにいたしますと、大体三十四年の末というふうに相成るわけでございます。従ひまして、まあ延納その他の関係もございまして、約半年ほど余裕を見まして、それで三十五年の三月三十一日ということにいたしました次第でございます。

○委員長(大矢半次郎君) 第二十四条に移ります。

〔大倉説明員朗読〕

第二十四条 「第二十条の規定による再評価税の免除を受けようとする法人又は個人は、第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項に規定する申告書を提出すべき場合及び第三項に規定する場合を除く外、施行日以後再評価法第四十五条又は第四十六条の規定により提出すべき申告書に、これらの規定に規定する事項の外、第二十条第一項から第五項までの規定により免除される再評価税の合計額、第十五条の規定による承認を受けようとする事項その他大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。」

○説明員(白石正雄君) 第二十四条は申告の規定で、手続的な規定でございます。第一項は、第二十条の規定による再評価税の免除を受けようとする法人、個人につきましまして、一定の申告書を出さなければならぬということを規定しておるわけでございます。

再評価税の免除を受けようとする法人又は個人は、第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項に規定する申告書を提出すべき場合及び第三項に規定する場合を除く外、施行日以後再評価法第四十五条又は第四十六条の規定により提出すべき申告書に、これらの規定に規定する事項の外、第二十条第一項から第五項までの規定により免除される再評価税の合計額、第十五条の規定による承認を受けようとする事項その他大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。」

○説明員(白石正雄君) 第二十四条は申告の規定で、手続的な規定でございます。第一項は、第二十条の規定による再評価税の免除を受けようとする法人、個人につきましまして、一定の申告書を出さなければならぬということを規定しておるわけでございます。

第二項 「第八条第二項の規定は、前項に規定する法人又は個人が再評価法第四十五条又は第四十六条の規定により提出する申告書に添付すべき明細書の記載事項について準用する。」

○説明員(白石正雄君) これは申告書に添付すべき明細書の記載事項に関する準用規定でございます。

第三項 「第一項に規定する法人又は個人が施行日前に最低限度以上の再

評価を行い、且つ、当該再評価を行った資産について同日前に再評価法第四十五条又は第四十六条の規定により申告書を提出している場合においては、当該法人又は個人は、第九条第一項又は第十二条第一項に規定する申告書を提出すべき場合を除く外、同日から昭和二十九年七月三十一日まで、施行日前に提出した申告書の記載事項のうち第二十条の規定の適用に因り修正すべき事項、同条の規定による再評価税の免除額及びその計算に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した修正申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。」

○説明員(白石正雄君) 最低限度以上の再評価を行いますのは、原則として本法施行の後に法人個人は行うものですが、すでに二十八年中に入割以上の再評価をやらなければならぬ、こういう場合もあるわけでございます。それから、そういう場合におきましても、原則として昭和二十九年の七月三十一日までに所要の修正申告書を出して頂いて免除の措置をする、こういう意味でございます。

第四項 「第二十一条第一項又は第二項の規定による再評価税の免除を受けようとする法人又は個人は、法人については、第十五条に規定する承認の通知があつた日の属する事業年度終了の日から二月以内に、個人については、同条に規定する承認の通知があつた日から二月以内に、再評価税の追加免除額及びその計算に關し必要な事項その他大蔵省令で定め

る事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。」

○説明員(白石正雄君) 第二十一条の規定による再評価税の免除を受けようとする法人又は個人は、再評価法第六十二条に規定する届出の期限までに、前条の規定により課される再評価税額及びその計算に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。」

〔大倉説明員朗読〕

第六項 「前条の規定の適用を受けようとする法人又は個人は、再評価法第六十二条に規定する届出の期限までに、前条の規定により課される再評価税額及びその計算に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。」

○説明員(白石正雄君) 前条の規定

る事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。」

○説明員(白石正雄君) 第二十一条の第一項、二項によりまして、陳腐化関係で免除を受ける、こういう場合におきましては、その承認の通知がありましたものの一定期日に所要の申告書を出せというのが、本項の規定でございます。

〔大倉説明員朗読〕

第五項 「第二十一条の規定による旧再評価税の免除を受けようとする法人又は個人は、法人については、最低限度以上の再評価を行った日を含む事業年度終了の日から二月以内に、個人については、最低限度以上の再評価を行った日の属する年の翌年二月十六日から三月十五日までに、同条第一項又は第二項の規定により免除される旧再評価税の合計額及びその計算に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。」

○説明員(白石正雄君) 第二十一条の規定による旧再評価税の免除を受けようとするものにつきまして、申告書の提出の時期、それから記載事項というふうなものを規定してあるわけでございます。

〔大倉説明員朗読〕

第六項 「前条の規定の適用を受けようとする法人又は個人は、再評価法第六十二条に規定する届出の期限までに、前条の規定により課される再評価税額及びその計算に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。」

○説明員(白石正雄君) 前条の規定

で、資産を譲渡した場合におきまして課税をするということになっておりますので、そのような規定に該当する法人又は個人については、一定の申告書を出せというのが本項の規定でございます。

〔大倉説明員朗読〕

第七項「再評価法第四十五条第三項、第四十六条第五項及び第六項、第四十八条及び第四十九条の規定は、第一項又は第三項から前項までの申告書について適用する。」

○説明員(白石正雄君) 本項は再評価法の規定の適用規定でございます。

○土田国太郎君 この資産再評価をした物件を他へ譲渡した場合には税金の免除が駄目になる、取られるのだという事ですね。こういうものを出資か何か、他の会社の出資として出した場合にはどうですか。課税を免除される期日が……

○説明員(白石正雄君) 出資の場合も譲渡の中に入ります。その根拠は、再評価法の第八條第二項に譲渡とありまして、括弧書で出資を含むというようになつておりますから……

○土田国太郎君 わかりました。

○委員長(大矢半次郎君) 第二十五条に移ります。

〔大倉説明員朗読〕

第二十五条「第二十条第一項又は第二項の規定により再評価税の免除を受ける法人が減価償却資産について最低限度以上の再評価を行つた前日以前に減価償却資産について再評価を行つていない場合には、第二十七条の規定に該当する場合は除く外、当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日を含む事業年度終了の日後に納付すべき減価償却資産についての再評価税については、再評価法第五十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該再評価を行つた日を含む事業年度から同日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の終了の日から二月以内を同条第一項の納期とみなし、当該法人が減価償却資産について納付すべき再評価税の合計額から当該再評価日を含む事業年度終了の日までに減価償却資産について納付した、又は納付すべきであった再評価税額を控除した金額に相当する税額を当該各事業年度の月数に応じ政令で定めるところにより均分して計算した金額をその各納期において同項の規定により納付すべき税額とみなして、同法の規定を適用する。」

すべし減価償却資産についての再評価税については、再評価法第五十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該再評価を行つた日を含む事業年度から同日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の終了の日から二月以内を同条第一項の納期とみなし、当該法人が減価償却資産について納付すべき再評価税の合計額から当該再評価日を含む事業年度終了の日までに減価償却資産について納付した、又は納付すべきであった再評価税額を控除した金額に相当する税額を当該各事業年度の月数に応じ政令で定めるところにより均分して計算した金額をその各納期において同項の規定により納付すべき税額とみなして、同法の規定を適用する。」

○説明員(白石正雄君) 第二十五条の規定は、法人の再評価税の納付の規定でございますが、前の規定によりまして再評価税の免除を受けた場合におきまして、免除後なお税額が残つておるわけでございますから、残つておる税はどういうふうにならぬか、こういう問題でございます。で、これは再評価を二度やつたもの、そのやつた税額につきまして、五年なら五年という事でそれ／＼納期がきまつておるわけでございますが、その次の最低限度以上の再評価をやりまして、そのやつたものにつきましては、やはり五年なら五年という納期がきまるわけでございます。そうしまして、税額全体といたしましては、免除の計算をして、残つたものを、一併、前の分についてはどういふふうにするのか、それか

ら二回目にやつたものについてはどういふふうにするのかというふうな問題が起つて参りますので、こういうことものを全部一緒にしてしまひまして、そのうち最低限度以上の再評価をやつた日からのちにおきまして、全部一緒にして五年間で納めて頂く。免除後、残つた税額を五年間に納めて頂くというので、この規定でございます。従いまして、過去の二回やつた場合に、一回目にやつたものについてなお免除後残つておる税額があるという事、この免除の期間が又延びるという事に相成るわけでございます。納税者にとつては有利な規定になつておるわけでございます。

○小林政夫君 五年間に納付するということですね。これの税額についての区分はどうなるのですか。

○説明員(白石正雄君) 最低限度以上の再評価をやりました場合に、今まで申上げましたようなところによりまして計算をして、免除額幾らというふうな計算をした結果、総額において幾ら残るといふのが出て来るわけでございます。で、残つたその額を五年間に均分して……

○小林政夫君 均分するのですか。

○説明員(白石正雄君) 月割で均分いたしましたし納めるようにするわけでございます。

人が施行日を含む事業年度終了の日後に納付すべき減価償却資産についての再評価税については、再評価法第五十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事業年度から施行日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内を同条第一項の納期とみなし、当該法人が減価償却資産について納付すべき再評価税の合計額から施行日を含む事業年度終了の日までに減価償却資産について納付した、又は納付すべきであった再評価税額を控除した金額に相当する税額を当該各事業年度の月数に応じ政令で定めるところにより均分して計算した金額をその各納期において同項の規定により納付すべき税額とみなして、同法の規定を適用する。」

○説明員(白石正雄君) 第二項も、第一項と趣旨は全く同じでございますが、異なりするところは、第一項のほうは、最低限度以上の再評価を本法施行後行なつたという場合でございますが、本項施行前に最低限度以上の再評価を行つたという場合におきましては、本法施行の日を含む事業年度を基準にいたしまして、第一項について申上げたような計算をするということでございます。

〔大倉説明員朗読〕

第二項「第二十条第一項から第五項までの規定により再評価税の免除を受ける法人が施行日を含む事業年度開始の前日に終了した事業年度において最低限度以上の再評価を行つた場合には、第二十七条の規定に該当する場合は除く外、当該法人が施行日を含む事業年度終了の日後に納付すべき減価償却資産についての再評価税については、再評価法第五十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事業年度から施行日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内を同条第一項の納期とみなし、当該法人が減価償却資産について納付すべき再評価税の合計額から施行日を含む事業年度終了の日までに減価償却資産について納付した、又は納付すべきであった再評価税額を控除した金額に相当する税額を当該各事業年度の月数に応じ政令で定めるところにより均分して計算した金額をその各納期において同項の規定により納付すべき税額とみなして、同法の規定を適用する。」

第四項「前項の規定により納付すべき再評価税は、再評価法第五十一条第三項の規定により納付すべき再評価税とみなして、同法の規定を適用する。」

○説明員(白石正雄君) 第二十三条で、譲渡した場合においては、一定の再評価税を課税する、こういうことになつておるわけでございますが、そのような場合におきましてはその譲渡した日を含む事業年度の終了後二月以内に納める、こういうことになつておるわけでございます。

○委員長(大矢半次郎君) 第二十六条に移ります。

〔大倉説明員朗読〕

第二十六条「第二十条第七項において準用する同条第一項又は第二項の規定により再評価税の免除を受ける個人が減価償却資産について最低限度以上の再評価を行つた場合には、第二十七条の規定に該当する場合は除く外、当該個人が最低限度以上の再評価を行つた日の属する年の翌年二月十六日以後において減価償却資産について納付すべき再評価税については、再評価法第五十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該再評価を行つた日の属する年の翌年三月十五日までを同条第一項の納期とみなし、当該個人が減価償却資産について納付すべき再評価税の合計額から当該個人が当該再評価を行つた日の属する年の翌年二月十五日までに納付した、又は納付すべきであった減価償却資産についての再評価税額を控除した金額に相当する税額を当該各事業年度の月数に応じ政令で定めるところにより均分して計算した金額をその各納期において同項の規定により納付すべき税額とみなして、同法の規定を適用する。」

○説明員(白石正雄君) 第二項も、第一項と趣旨は全く同じでございますが、異なりするところは、第一項のほうは、最低限度以上の再評価を本法施行後行なつたという場合でございますが、本項施行前に最低限度以上の再評価を行つたという場合におきましては、本法施行の日を含む事業年度を基準にいたしまして、第一項について申上げたような計算をするということでございます。

第二項「第二十三条第一項から第三項までの規定により再評価税を課される法人は、これらの規定に規定する資産を譲渡し、又は贈与した日を含む事業年度終了の日から二月以内に、これらの規定により課された再評価税を納付しなければならぬ。」

〔大倉説明員朗読〕

第三項「第二十三条第一項から第三項までの規定により再評価税を課される法人は、これらの規定に規定する資産を譲渡し、又は贈与した日を含む事業年度終了の日から二月以内に、これらの規定により課された再評価税を納付しなければならぬ。」

する税額を政令で定めるところにより当該各年に均分して計算した金額をその各納期において納付すべき税額とみなして、同法の規定を適用する。

○説明員(白石正雄君) これは法人につきまして第二十五条に規定しました趣旨を、個人について規定したわけでございます。趣旨は全く同様でございます。

〔大倉説明員朗読〕

第二項 「第二十条第七項において準用する同条第一項から第五項までの規定により再評価税の免除を受ける個人が昭和二十八年中に最低限度以上の再評価を行った場合には、第二十七条の規定に該当する場合は、第六日以後納付すべき減価償却資産についての再評価税については、再評価法第五十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、昭和三十年から昭和三十四年までの各年の二月十六日から三月十五日までを同条第一項の納期とみなし、当該個人が減価償却資産について納付すべき再評価税の合計額から当該個人が昭和三十年二月十五日までに減価償却資産について納付した、又は納付すべきであった再評価税額を控除した金額に相当する税額を政令で定めるところにより当該各年に均分して計算した金額をその各納期において納付すべき税額とみなして、同法の規定を適用する。」

○説明員(白石正雄君) これは個人が二十八年年度中に最低限度以上の再評価をやつたという場合のことでありまして、趣旨は第一項と同様でございます。

第三項 「第二十三条第四項又は第五項において準用する同条第一項から第三項までの規定により再評価税を課される個人は、再評価法第五十三条第三項第一号又は第二号に掲げる期間内に、当該再評価税を納付しなければならぬ。」

〔大倉説明員朗読〕

第四項 「前項の規定により納付すべき再評価税は、再評価法第五十三条第三項の規定により納付すべき再評価税とみなして、同法の規定を適用する。」

○説明員(白石正雄君) 個人が免除を受けました資産を譲渡した場合におきまして、その譲渡にかかるところの再評価税の納期を規定したわけでございます。

○委員長(大矢半次郎君) 第二十七条に移ります。

〔大倉説明員朗読〕

第二十七条 第二十条第一項から第五項までの規定により再評価税の免除を受ける法人又は個人が、法人については、最低限度以上の再評価を行った日を含む事業年度終了の日、個人については、最低限度以上の再評価を行った日の属する年の翌年二月十五日までに減価償却資産についての再評価税を納付した、又は納付すべき場合に於いて、これらの項の規定の適用に因り、当該納付した、又は納付すべき税額が当該法人又は個人が減価償却資産について納付すべき再評価税の合計額をこえることとなるときは、法人については、最低限度以上の再評価を行った日を含む事業年度終了の日から二月以内に、個人については、最低限度以上の再評価を行

つた日の属する年の翌年二月十六日から三月十五日までに、そのこえることとなる部分の税額、再評価税の免除額及び既納付額並びに超過納付額の計算に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならぬ。

○説明員(白石正雄君) これは最低限度以上の再評価をやりまして、そこで免除額を計算するわけでございますが、それ以前に再評価をやつておりました、その再評価税があるわけでございます。それから、その前にやつておりました再評価に關する再評価税につきましては、最低限度の再評価をやるまでの間にそれ／＼納税がありまして納めて来ているわけでございます。ところが、再評価の免除はその前の部分も全部含めまして免除を計算いたしますから、免除の結果前に納めた税も過納になるというふうな問題も起つてくるわけでございます。従いましてこのようなものにつきましては、法人についてはその最低限度以上の再評価を行つた日を含む事業年度終了の日から二月以内に所要の申告書を出して頂くという規定が、この規定になつてくるわけでありまして、法人個人を通じてそのような趣旨の規定を設けてあるわけでございます。

○小林政夫君 再評価税の免除額を計算させる方式はどういう方式ですか。再評価税の免除額及び既納付額並びに超過納付額……。

○説明員(白石正雄君) これは結局最後に幾ら納め過ぎになつているからそれを返すとかいうような問題になりませんから、その一連の所要の税額をそれ

ぞれ免除額或いは既納付額或いは超過納付額というように記載せしめるという趣旨でございます。

○小林政夫君 私の言つてゐるのは、この再評価税の免除額というものは全部でしよう。「既納付額並びに超過納付額の計算に關し必要な事項」、既納付額並びに超過納付額の計算に關して必要な事項だけではないので、その前に再評価税の免除額というものは、免除してもらつたときに計算書が出ているのだから、あなたのほうは済んだらそれで書類を捨ててしまふというわけじゃないか。何か別の意味があるのですか。

○説明員(白石正雄君) これは御質問の点、御尤もだと思いますが、超過納付額を計算しなければなりませんから、そのときにやはり免除額もつと出して頂いて、その結果、超過納付額はこういふふうに出たというふうには、免除額というものは、やはり重要な数字でございますから、やはりきちつちりと書いて頂くという趣旨で書いてあるわけでありまして。

○小林政夫君 これは意見に反りますから……

〔大倉説明員朗読〕
第二項 「再評価税の既納付額のうち再評価税の超過納付額に相当する金額は、国税徴収法第三章ノ三の規定の適用については、前項の申告書の提出があつた日において過納に係る国税となつたものとみなす。」

○説明員(白石正雄君) 免除額を計算しました結果、すでに納めた額のうち、超過納付になつたという分がありまして、申告書を出した日に過納に

なつたという処理をするという規定でございます。

○小林政夫君 従つて還付するときに還付加算金を付けてくれるということですね。

○説明員(白石正雄君) 申告書の提出があつた日の翌日から還付加算金をつける、かように相成ります。

○委員長(大矢半次郎君) 第二十八条に移ります。

〔大倉説明員朗読〕
第二十八条 「第二十二條第一項の規定により旧再評価税の免除を受ける法人が、施行日を含む事業年度以後の各事業年度終了の日から二月以内の各納期において再評価法の一部改正法附則第三項又は租税特別措置法第十三条の二の規定により納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額は、当該各納期においてこれらの規定により納付すべき税額の二分の一に相当する税額とする。」

○説明員(白石正雄君) 旧再評価税の免除を受けた場合におきまして、お残るわけでございますので、その場合におきましては、それ／＼納期がきまつておるものを横割りで二分の一にするという規定がこの規定でございます。この規定のちがひな点は、括弧の中でございまして、この括弧の中は、第二項と関連いたしておきますので、二項を讀んだ上で御説明申し上げます。

第一項、再評価法の一部改正法附則第三項又は租税特別措置法第十三条の二の規定により納付すべきであった減価償却資産についての旧再評価税額のうち再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基づき旧再評価法第五十六条の例により、又は再評価法第五十六条第三項の規定により、施行日を含む事業年度終了の日から二月以内の納期において納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額は、当該法人が第二十二條第一項の規定に該当しないものとした場合に当該納期において再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基づき旧再評価法第五十六条の例により、又は再評価法第五十六条第三項の規定により、納付すべきこととなる減価償却資産についての旧再評価税額の二分の一に相当する税額とする。」

○説明員(白石正雄君) 旧再評価税につきましては、旧再評価をやつたときに五年間なら五年間、三年間なら三年間というように納期がきまつて納むべき税が一つあるわけでありまして、第二に、延納の規定によりまして、一定の利益がなかつた場合において延納せられた税があるのでございます。こういう関係は今後も続くわけでありまして、今後におきましても、利益がないという場合において、次々に延納になつて行くわけでございます。従いまして、こういったものを二分の一に免除するといふ規定をいたしました場合に、その関係がどうなるかということがこのように複雑な条文になつて現われているわけでございますが、従来は要するに、免除をするときにおきまして、残つておるところの未納の分を単

純に二分の一とするぞというだけの趣旨でございます。ところがなぜ複雑になつたかと申しますと、一応二分の一にする場合に、延納で残つて来た分を先ず外しまして、本来各納期がきまつている分だけを先ず二分の一にするというのが第一項の規定でございます。次に、第二項については、延納で溜つただけを取り出して来まして、これだけを二分の一にするというのが第二項の規定でございます。

なぜこう分けたかと言いますと、一、納期がきまつております分を二分の一にいたしまして、その後において又延納で各納期にずつとズレて行きますと、ズレて行つたところで又二分の一になるというやうな問題が生じて来るわけでございます。従いまして、施行日の免除を計算する時期に、溜つてい

○説明員(白石正雄君) 旧再評価税にだけ免除する。その中に又利益がないために延納になつて溜つたということがありまして、その分はもう免除しない。こういう趣旨で書いています。その規定は非常に複雑になつておりますが、事柄は極めて簡単でございます。

○小林政夫君 それは、そういう説明をするからわかりにくいので、その後において延納になる分は、二分の一になつた分の延納なんだ……。

○説明員(白石正雄君) そうでございます。

○土田国太郎君 二分の一にしてもらつてから償却したほうが得じやないのかな。納税者はどうですか。

○説明員(白石正雄君) これは、大よそ再評価税を免除を受けたわけでは

いますから、その後のほうが再評価税は少なくなつておりますから、それは得には違いないわけでございますが、この際、再評価を大いに促進しよう、一方において強制しなう、こういう問題が起つて参りましたから、従いまして免除という問題が起つて来たわけでございます。お説のやうな趣旨は十分織込んだ上の措置でございます。

〔大倉説明員朗読〕

第三項 「第二十二條第一項の規定に該当する法人が施行日を含む事業年度終了の日後に最低限度以上の再評価を行つたことにより、施行日を含む事業年度終了の日から最低限度以上の再評価を行つた日を含む事業年度終了の日までの期間内に納付した、又は納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額の合計額が当該期間内において前二項の規定により納付すべき旧再評価税額の合計額をこえる場合においては、当該法人は、第二十四條第五項に規定する申告書に、そのこえる部分の税額、旧再評価税の既納付額及び旧再評価税の超過納付額の計算に關し必要な事項を記載しなければならぬ。」

第四項 「旧再評価税の超過納付額は、政令で定めるところにより、前項に規定する法人が最低限度以上の再評価を行つた日を含む事業年度終了の日後納付すべき旧再評価税額から控除する。この場合において、当該超過納付額が同日後納付すべき旧再評価税額の合計額をこえる場合におけるそのこえる金額又は同日後納付すべき旧再評価税額がない場合における当該超過納付額については、前項に規定する申告書の提出があつた日

において過納に係る国税となつたものとみなして、国税徴収法第三章ノ三の規定を適用する。」

○説明員(白石正雄君) 旧再評価税の免除につきましては、本法施行の日を含む事業年度終了の日から後に納むべきものを免除するわけでございます。従いまして、最低限度以上の再評価をやつた人が、本法施行の日からずつと後になりますと、その間は、一応納める旧再評価税については納付してしまつておきます。後に最低限度以上の再評価をやりますと、施行の日を含む事業年度まで遡つて、その後旧再評価税が免除になりますから、そこに過納の問題が起つて来るわけでございます。従いまして、第三項におきましては、そういう過納の問題が起つて来た場合においては、一定の申告書を出すということが三項の規定でございます。四項におきましては、その過納の問題についてどのように取扱うかという規定でございます。

〔大倉説明員朗読〕

第五項 「第二十二條第二項の規定により旧再評価税の免除を受ける個人が昭和三十年以後の各年の二月十六日から三月十五日までの各納期において再評価法の一部改正法附則第三項又は租税特別措置法第十三条の規定により納付すべき減価償却資産について旧再評価税額は、当該各納期においてこれらの規定により納付すべき税額の二分の一に相当する税額とする。」

第六項 「前項に規定する個人が昭和二十九年以前の各年の二月十六日から三月十五日までに旧再評価法第五十三條第一項、再評価法の一部改

正法附則第三項又は租税特別措置法第十三条の規定により納付すべきであった減価償却資産についての旧再評価税額のうち再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基づき旧再評価法第五十八条の例により、又は再評価法第五十八条第三項の規定により、昭和三十年二月十六日から三月十五日までの納期において納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額は、当該個人が第二十二條第二項の規定に該当しないものとした場合に当該納期において再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基づき旧再評価法第五十八条の例により、又は再評価法第五十八条第三項の規定により、納付すべきこととなる減価償却資産についての旧再評価税額の二分の一に相当する税額とする。」

○説明員(白石正雄君) 五項、六項は、法人につきまして、一、二項において規定いたしましたと同趣旨のことを規定しておるわけでございます。要するに旧再評価税につきましては単純に二分の一にするというだけの問題でございます。法人につきましては三項、四項に規定いたしましたやうな超過納付の問題は、個人につきましては起つて来ないわけでございます。御承知のように、二十八年一月一日、それから二十九年一月一日におきまして、個人のほうは再評価をやるわけでございます。一年間に跨がつておきますから、法人のように事業年度途中において再評価が行われるというやうな問題は起つて来ないわけでございます。その意味において三項、四項に相当する規定は個人の場

合においては必要がないわけでございます。

○委員長(大矢半次郎君) 第二十九条の御説明をお願いいたします。

〔大倉説明員朗読〕

第二十九条 「第二十一条第一項又は第二項の規定により再評価税の免除を受ける法人が第二十四条第四項に規定する申告書を提出した場合において、当該法人が第十五条に規定する承認の通知があつた日の属する事業年度終了の日後に納付すべき再評価税額があるときは、当該申告書に記載された追加免除額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から二月以内に納付すべき再評価税額から控除する。」

○説明員(白石正雄君) 陳腐化の問題に關連いたしましたので、承認を受けて減額をしたという場合におきましては、再評価税を追加免除するという規定があつたわけでございますが、その追加免除額につきましてはどのように免除したのち納めて行くかという問題があります。それにつきましては政令の定めるところにより将来の分から控除する。この規定いたしております。

この趣旨は、先ほどから申し上げておりますように、横割りでずつと免除するといふ趣旨を政令で規定するわけでございます。

○小林政夫君 横割りで免除するといふ趣旨を政令で書くといふのはどうなんでしょうか。今の二分の一にするといふときの横割りはわかるけれども、この場合の横割りといふのはどうなんでしょうか。

○説明員(白石正雄君) 再評価税は先ほども申し上げましたように、免除後の税額を五年間なら五年間に均分して、そうして各事業年度ごとに平均的に納めるということになつておるわけでありまして、そこに今度は追加免除という問題が起つて参りますと、この追加免除額は最後の納期を免除するといふことも考えられるわけでありまして、それからのほりの納期のものを免除するといふことも考えられるわけでありまして、平均的にずつと各納期に互つて免除するといふことも考えられるわけでありまして、従つて平均的な免除、按分免除ということでございます。

〔大倉説明員朗読〕

第二項 「前項の場合において、追加免除額が第十五条の規定による承認の通知があつた日の属する事業年度終了の日後に納付すべき再評価税額をこえる場合におけるそのこえる金額又は当該法人が同日後に納付すべき再評価税額がない場合における追加免除額については、同項に規定する申告書の提出があつた日において過納に係る国税となつたものとみなして、国税徴収法第三章ノ三の規定を適用する。」

○説明員(白石正雄君) これは将来納むべきものよりも免除額のほうが多くなつて過納になつたといふような問題についてどう処置するかという問題でございます。

〔大倉説明員朗読〕

第三項 「第二十一条第三項において準用する同条第一項又は第二項の規定により再評価税の免除を受ける個人が第二十四条第四項に規定する申告書を提出した場合において、当該個人が当該申告書を提出した日以後に納付すべき再評価税額があるときは、当該申告書に記載された追加免除額に相当する金額は、政令で定めるところにより、同日以後納付すべき再評価税額から控除する。」

○説明員(白石正雄君) 第三十条を願ひいたします。

〔大倉説明員朗読〕

第三十条 「施行日前に最低限度以上の再評価を行つていない要再評価会社については、税務署長は、当該会社の申請により、同日を含む事業年度終了の日から昭和二十九年中に最後に開始する事業年度の終了の日から二月を経過した日まで、当該個人が当該期間内に納付すべき減価償却資産についての再評価税額又は旧再評価税額の全部又は一部の徴収を猶予することができる。」

○説明員(白石正雄君) 第三十条は徴収猶予の規定でございます。先ず第一項は、本法施行日前に最低限度以上の

再評価を行なつていない要再評価会社について規定しております。これは要再評価会社でありまして、二十九年中には必ず最低限度以上の再評価を行わなければならない。行なつた結果は免除の問題が起つて来るわけでございます。ところがその間におきまして再評価税の納付の問題がありまして、必ず一定額は免除を受けるということが計算でできるわけでございます。従つて、一応徴収猶予をしておこうといふのが本法の規定でございます。従いまして、括弧書で二十九年中に最後に開始する事業年度につきまして特例を規定しております。それまでに最低限度以上の再評価をやつたという場合におきましては、そのときまで徴収猶予を認める。それ以上は認める必要はないわけでございます。時期につきましては、そういう意味の規定を括弧書で設けておるわけでございます。

〔大倉説明員朗読〕

第二項 「法人又は個人が最低限度以上の再評価を行つた日以後減価償却資産についての再評価税額を納付すべき場合において、当該法人又は個人が第十五条の規定による申請書を提出しているときは、税務署長は、当該法人又は個人の申請により、法人については、同条の規定による承認に關する通知があつた日の属する事業年度終了の日から二月を経過した日まで、個人については、同条の規定による承認に關する通知があつた日から二月を経過した日まで、当該税額のうち当該承認があつたものとした場合に第二十一条の規定により生ずることとなる追加免除額に相当する金額の範囲内において、当該再評価税額の全部又は一部の徴収を猶予することができる。」

○説明員(白石正雄君) 陳腐化資産につきましては、陳腐化にかかわらず、一応再評価をしてのちに陳腐化の承認を受けて取り戻す、こういうことになつておるので、その部分の税額につきましては陳腐化の承認があれば当然免除に相成るわけでございます。従つて、これは一応徴収猶予しておくといふのが本法の規定でございます。

〔大倉説明員朗読〕

第三項 「前二項の規定による徴収猶予を申請した法人又は個人が第二十条から第二十二條までの規定に該当するに至つた場合においては、これらの項の規定により徴収を猶予した再評価税額又は旧再評価税額のうち再評価税若しくは旧再評価税の免除額又は再評価税の追加免除額に相当する金額に達するまでの金額については、再評価法第七十七條の規定は、適用しない。」

○説明員(白石正雄君) 第三項は利子税に關する規定でございます。延納その他の場合におきましては利子税をとるのが当然でございますが、免除を受けたという場合におきましては、これは利子税をとるのは酷になりますので、この分はとらない。併し免除を受けなかつた部分があつたという場合におきましては、これはやはり利子税をとらねばならぬといふ意味におきまして、第三項にそういう趣旨の規定を設けておるわけでございます。

○委員長(大矢半次郎君) 第三十一条に移ります。

〔大倉説明員朗読〕

〔大倉説明員朗読〕
第三十一条「再評価法第五十六条第四項及び第五十八条第四項の規定は、最低限度以上の再評価を行った法人及び個人については、適用しない。」

○説明員(白石正雄君) 再評価法第五十六条第四項及び第五十八条第四項という規定は、先ほどから再三申上げておられます延納の規定の最終期を規定しておるわけでございます。再評価法第五十六条第四項は、法人につきまして昭和三十六年十二月三十一日を含む事業年度というのが延納の最終期になつておるわけでございます。個人につきましては、五十八条は三十六年が最終期になつておるわけでございます。今再評価を強制いたしましたので、そうして言わば強制せられた部分につきましては、再評価税を、言葉はあつと悪いかと思いますが、強制的に再評価税を課せられるということに相成るわけでありまして、そういう場合におきまして、法人が利益がなくてすつと延納をしなければならぬところがある延納が三十六年になつたら、もう利益がなくても、そこで全部納めなければならぬということは、強制をしたという趣旨からいたしますと少し酷になる。従いましてその期限を取つ払ひまして、その分については、いわば無期限に利益が生ずるまで延ばしてやるという趣旨にしたわけでございます。従いまして、これは強制だけにと限らず、今回、再評価税の減免は最低限度以上の再評価をやりました法人個人に一般的に適用いたしておりますから、そういうものにつきましたも一般的に最終期の期限を取つ払つたとい

いのが三十一条の規定でございます。○委員長(大矢半次郎君) 三十二条に移ります。

〔大倉説明員朗読〕

第三十二条「第二十条又は第二十一条の規定により再評価税の免除を受けた法人が再評価を行った減価償却資産について帳簿価額の減額をした場合における再評価法第八十四条の規定の適用については、同条第一項の規定する百分の六の割合は、百分の六の割合に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて算出した割合とする。」

一 当該法人が当該免除を受けたつたものとした場合においては、当該法人が再評価を行った減価償却資産について再評価法の規定により課されることとなる再評価税の合計額から当該免除を受けた再評価税の合計額を控除した金額

二 当該法人が当該免除を受けなかつたものとした場合において、当該法人が再評価を行った減価償却資産について再評価法の規定により課されることとなる再評価税の合計額

○説明員(白石正雄君) 再評価を行ひまして再評価税を納めることとなつた法人が、その資産につきました減額をしたという場合におきましては、その分については六名の再評価税を免除するというのが、現在再評価法の八十四条の規定でございます。ところが今までの規定でございます。ところが今までの規定で、二十条や二十一条の規定におきまして減免を受けておるわけでございます。この減免を受けておる資産につきました六名の免除をいたしますと、これは更に免除し過ぎという問題

になるわけでございます。従いまして、その分につきましたは、免除後においてなおかつた部分の税額だけを免除すればいいわけでございます。から、そういう意味におきまして、六名の割合は、百分の六の割合に第一号の金額の二号に掲げる金額に対する割合を乗じて算出した割合をいたしまして、そうして本法の二十条、二十一条によつて免除された後において当該資産についてなお課せられたところの税額に相当する分だけを免除してやる、こういうのが第一項の規定でございます。

○小林政夫君 個別の免除を受けた場合にはどうなりますか。

○説明員(白石正雄君) 個別計算をした場合も本法の適用が受けられるわけでございます。本法の規定によつて個別計算の場合も含んでおるわけでございます。

○小林政夫君 そうすると、その場合はおかしくなるのではないかと。

○説明員(白石正雄君) これは一号と二号の割合というもので計算をいたすわけでございますから、二十条の一項の場合も二項の場合も同じようにこの割合は計算せられるわけでございます。

これは、この一号と二号との割合をきめたという趣旨は、小林委員の御質問は恐らく個別的に計算しろという趣旨は、御趣旨だと思ひますが、これは将来いつ譲渡する或いは評価減をするということにはわかりませんので、その間まで個別的に記録を残すということに相成ると思ひますので、従いまして、この概括的な割合によりまして計算をするという意図におきまして、こういう規定になつておるわけでございます。従いまして、二十条の一項の場合も二項の場合

も同じようにこの本項の規定で適用する。含めておるわけでございます。今まで述べて来ましたが、二十条の一項と二項に於いてそれぞれ計算を異にするような規定は、この際は設けなかつた次第でございます。

○小林政夫君 設けられなかつた趣旨はわかりませんが、私の言うのは、個別的に計算しろという意味をどう理解されておるか。個別計算をした場合においては個々の資産についての税率があるわけですね。だから一号と二号といふものを個々に適用すれば行けるわけです。それは記録が云々といつたつて記録は会社にある。個々のものについては。

○説明員(白石正雄君) 御趣旨のよう

に、当該の資産についてのどのように免除を受けたということを残しておけば、その資産について評価減をしたら、その分だけの割合で六名を修正するということではあるわけでございます。それがまあ余りにも細かすぎるといふ意味におきまして、ここにおきましては全般的な割合で六名の割合を修正するといふように一括しておるわけでございます。

○委員長(大矢半次郎君) 次に移ります。

〔大倉説明員朗読〕

第二項「第二十二條の規定により旧再評価税の免除を受けた法人が旧再評価を行った減価償却資産について帳簿価額の減額をした場合における再評価法の一部改正附則第三項の規定によりなお従前の例による旧再評価法第八十四条の規定の適用については、同条第一項に規定する百分の六の割合は、百分の六の割合に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて算出した割合とする。」

一 第一号に掲げる金額に前項第二号に掲げる金額を加算した金額

二 第一号に掲げる金額に前項第二号に掲げる金額を加算した金額

る金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて算出した割合とする。一 当該法人が旧再評価を行った減価償却資産について旧再評価法の規定により課された旧再評価税の合計額から当該免除を受けた旧再評価税の合計額を控除した金額

二 当該法人が旧再評価を行った減価償却資産について旧再評価法の規定により課された旧再評価税の合計額

○説明員(白石正雄君) これは旧再評価税に關しまして第一項に規定いたしました趣旨と同一の趣旨のことを規定しておるわけでございます。

〔大倉説明員朗読〕

第三項「第二十条又は第二十一条の規定により再評価税の免除を受けた法人が再評価及び旧再評価を行った減価償却資産について帳簿価額の減額をした場合における再評価法第八十四条の規定の適用については、同条第一項に規定する百分の六の割合は、百分の六の割合に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて算出した割合とする。」

一 第一号に掲げる金額に前項第二号に掲げる金額を加算した金額

二 第一号に掲げる金額に前項第二号に掲げる金額を加算した金額

○説明員(白石正雄君) これは第一次と第三次と両方やつたという資産につきましたので、その計算が両方重複するわけでございます。いわば第一項と第二項と両方合せたような規定を第三項において設けておるわけでございます。

金額

○説明員(白石正雄君) これは第一次

と第三次と両方やつたという資産につきましたので、その計算が両方重複するわけでございます。いわば第一項と第二項と両方合せたような規定を第三項において設けておるわけでございます。

のではないかと。そういうことであれば、高くした場合には家屋もこの減免の中に入つてもいいのではないかと。それをあなたに、減免の中へ入らない、という御説明のようであつたのだが、そうですか。

○説明員(白石正雄君) 先ず結論から申上げますと、家屋はこの減免の対象に入りません。これは本法のことに規定いたしております。法文から申しますと、第十九条で「地方税法第三百四十一条第四号に規定する償却資産をいふ。」と、この地方税法第三百四十一条第四号の償却資産は「土地及び家屋以外の事業の用に供することができ、資産」と、こうなつておりました。家屋は第三号に相成つております。従いまして家屋は除外されております。法文はこうであります。次に然らば何が故に家屋を含ませなかつたか、こういう問題であります。二つの相反する見地からこれは考えられると思つてあります。これは事業用の資産でございます。減価償却資産に相成るわけでございますが、家屋は事業用の家屋と非事業用の家屋とあるわけでございます。従いまして、家屋の取扱いをいたしまして、事業用の家屋と非事業用の家屋を別扱いにするところがどうであるかという問題が一つあるわけでございます。第二の問題は、今回減免の対象としたしておりますのは、これは減価償却資産でございます。いわば事業用の資産だけを減免の対象にしておるわけでございまして、非事業用のものにつきましては減免は考へていないわけでございまして、そこで次の問題といたしまして、家屋の固定資産の評

価といふものは、これはその他の償却資産と異なりまして、事業用も非事業用も含まれて一定の標準によつて家屋の評価をやつておるわけでございます。従いましていわば帳簿価額にとらわれずに固定資産の評価が行われておる。これが実情である。ところが償却資産のほうには、理論的には帳簿価額にとらわれずに評価すべきでありますけれども、非常にその評価が困難であるという関係上、事実大部分のものにつきましては帳簿価額で大体評価しておる。で、地方税法では帳簿価額を下ることを得ないという特別の規定がありまして、いわば帳簿価額によつて償却資産の固定資産税が課税になつておる。こういう関係上、今回帳簿価額が再評価のために増加した、上つたという場合に、固定資産税がすぐ上るという点では困るから、従いましてその例外的な規定を償却資産については設けたというのがこの規定でございます。家屋につきましては、そのように帳簿価額にとらわれずに別個の見地から評価が行われておるといふことと、事業用、非事業用を通じて一つの統一的な見地から行われておる。こういう見地と、それから更に、事実上その結果、固定資産の課税というものが帳簿価額よりもまあいわば上廻つて行われておるといふのが大多数の例である。中にはそうでないというのがある。得ると思つておるが、一般的にはそういう傾向を示しておるといふような見地から、自治庁といたしまして、家屋につきましてはこの際これを除外をする。こういう決定をいたしましたよりな次第でございます。

○土田国太郎君 その住宅家屋は勿論あなたの御意見の通りでもいいと思つたのですが、工場用とか事業用に供する家屋の償却は、これは今度の問題の中からは除外したということは、どうもびんと来ないのですがね。事業用なんだから一般の償却資産と同じに見るべきじゃないのですかね。

○小林政夫君 関連して……どうもこれもつまらん質問ですが、要償却資産の中に入つておるわけですか。

○説明員(白石正雄君) 要償却資産の中には家屋は入つております。家屋が除外されておるのは、私が今申上りましたように、十九条で地方税法云々という規定で特に掲げてございまして、その場合におきまして家屋が除外されておるのであります。

○小林政夫君 それでおかしいのですね。減免の対象にだけは家屋はしない。再評価は義務付ける。だけれども、その家屋については再評価は簿価に關係なく一定の基準によつてやるというけれども、おおむね再評価は市町村だつてそういう基準でやつておる。だから、再評価指数による倍率をかけたものよりも下ることはない。今あなたのお話のように簿価よりも低く評価することはない。そうなる、事業用家屋については非常に負担になる。

○説明員(白石正雄君) 家屋につきましては、結局、現在の固定資産税の課税標準の決定が帳簿価格と離れて別個に行われているから、従いまして再評価が行われまして、それによつて実質的に影響がないという実際の事情から、こういう結論が一応出て来ているというのが第一点と、第二は、やはり事業用、非事業用というものを通じて家

屋については同一の取扱いをして権衡が保たれているという見地から、特に事業用について別個の考え方をすることは適当じゃないかろう。この二つの見地が折衷合つておるわけでありまして、そこで実際に然らばどうなつておるかというのを調べてみますと、固定資産の現在の評価倍率を一〇〇といたしましてした場合におきまして、第三次の倍率というものは八五・八というふうな相成つておるわけでありまして、従いまして現在の固定資産の課税状況というものは、第三次再評価をやりましてもなおそれを上廻つておるといふ事情を示しているわけでありまして、まあ所によりまして……全然この通りだ、一つの例外もないと言ひ切れるかどうかは、これは問題でありまして、実際は市町村が行なつておるわけでありまして、中には例外がなきにしもあらずと考へられますけれども、連続いたしまして今のように一〇〇と八五・八というふうな比率を示しておるもので、影響がないというふうな考へておる次第でございます。

○小林政夫君 一〇〇というのは時価ですか、それともこの再評価指数による再評価限度額ですか。

○説明員(白石正雄君) 現在固定資産税の課税標準となつておるものは、これを一〇〇といたしました場合、第三次再評価をやりましたその倍率、これが八五・八になるのであります。

○小林政夫君 それでもう一遍言つておくと、八五というものは、今の市町村の基準を一〇〇とした場合の八五です。そうすると、最低限度額とい

うことになると八五の八〇だと、こういうことになるのですか。

○説明員(白石正雄君) さようでございます。

○委員長(大矢半次郎君) 次に移ります。

〔大倉説明員閣下〕

第二項 「法人又は個人が再評価を行つた償却資産で前項の規定の適用を受けるものに対し同項に規定する各年度分の固定資産税を課する場合には、当該資産に対する昭和二十九年年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格が重大な錯誤に因り、又特別の事由に因る軽減に因り、他の類似の償却資産の同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比して明らかに、且つ、著しく低いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ自治庁長官に届け出て、その低いと認められる価格をこえ、当該再評価を行つた償却資産の昭和二十七年十二月三十一日における旧再評価限度相当額以下の価格により当該資産に対して課する固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格を決定することが出来る。」

○説明員(白石正雄君) 第一項で今まで申上げましたように、固定資産税の特例を規定いたしましたわけでございまして、このいつた制限を設けますと、その基礎となつた価格が重大な錯誤などによりまして特別に安かつたという例外的な場合が出て来ないとも限りませんので、そういう場合におきましては、自治庁長官の承認を受けて適宜訂正できるというふうな救済的な意味の規定を設けたわけであります。併しそ

ういつた場合におきましても無限に上げられては困りますので、従いまして救済評価相当額というものを一応限度といたしまして、それ以下の価格までは改訂することができるという規定にいたしておるわけでございます。

○小林政夫君 主語がない……

○説明員(白石正雄君) お説の通り主語がないわけですが、これは当該課税権限のある官庁というように考えておるわけでございます。

○委員長(大矢半次郎君) この規定を置かなければならぬ事由はどうなのか、その実情を説明して下さい。

○説明員(白石正雄君) これは少し言葉がどうかとも思いますが、例えは工場誘致とか何とかの関係で、特別の市町村が非常に固定資産税についても特殊の軽減をやつておるといふような事例があるわけでございまして、そういった特殊の場合に、将来一年ぐらゐは固定資産税を或る程度軽減してやるといふようなことを市町村の政策としてやつておつたという場合、将来もそれで釘付けになるといふような場合においては税収上困るといふような場合もあるかと考えますので、そういったことも一応特別の事由と考えていいわけですが、何かの間違ひでたまたまその年によつて固定資産税の額が低かつたというようなことも考えられますので、そういった意味におきまして救済規定を設けておるわけでございます。

○小林政夫君 法制局の人に聞きますが、主語がなくいいんですか。

○説明員(大倉真隆君) これは法制局とも相談いたしましたのですが、例えば一項でも、二項で主語がないという意

味での主語がやはりないわけでございます。Aという資産の価格がBという標準価格を超える場合には、Aの価格はBに据置くとすることを言つておるだけでございまして、誰がAに据え置くとか或いはBにするとかというところは、書いてないわけですね。第一項の場合でも……それは課税権限のある当局がそうするんだというように解されるという法制局の見解でございます。

○小林政夫君 一項の場合は一般的にそういう軽減は据え置く、こういうことであつて、個々の主語を問題にしていない。ところが二項の場合はその特別の事由による云々で自治庁長官に届き出すという事になるんだから、大分一項と二項とは主語のなかに違ひがあります。参議院法制局どうですか。

○法制局参事(杉山恵一郎君) 書いておけばはつきりしていいと思ひますが、なくてもわかるとは思ひます。

○小林政夫君 わかることはわかるけれども……

○委員長(大矢半次郎君) では次の項。

〔大倉説明員朗読〕
第三項 「第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人又は個人が次条の規定による申告をその期限内にした場合に限り適用する。」

○説明員(白石正雄君) これも申告を要件としておるわけでございます。

○委員長(大矢半次郎君) 第三十四条に移ります。

〔大倉説明員朗読〕
第三十四条 「最低限度以上の再評価を行つた法人又は個人が再評価を行つた償却資産に対する固定資産税について前条の規定による軽減を

受けようとするときは、総理府令で定めるところにより、昭和三十年から昭和三十一年までの各年の一月一日から一月三十一日まで地方税法第三百八十三条第一項又は第三百九十四条の規定による申告をする際に、これらの規定に規定する事項の外、最低限度以上の再評価を行つた旨及び当該再評価を行つた日その他当該軽減に關し必要な事項を市町村長、道府県知事又は自治庁長官に申告しなければならぬ。」

○説明員(白石正雄君) これは以上の軽減に關しまして所要の申告の規定を設けておるわけでございます。

○委員長(大矢半次郎君) 第三十五条に移ります。

〔平井説明員朗読〕
第三十五条 「会社の取締役が昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度終了の日以後昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度終了の前日に、商法第二百八十三条第一項の規定により株主總會に提出する貸借対照表及び同条第二項の規定により公告する貸借対照表には、最低限度以上の再評価を行つた会社について、当該再評価を行つた旨並びに当該再評価を行つた日における再評価資産の再評価後簿価総額及び再評価限度額の合計額を、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度開始の日までに最低限度以上の再評価を行わなかつた会社については、同日における再評価資産の帳簿価額の合計額及び再評価限度額の合計額を附記しなければならない。」

○説明員(白石正雄君) 第三十五条の規定は、これは私のほうの所管でござい

ませんので、いざれ担当課のほうから御質疑に対しては詳細答弁することにしたしまして……

○小林政夫君 この次に経済課長から詳細に説明してもらいましょう。あとは読めばわかるから……

○委員長(大矢半次郎君) 速記を止めて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下下さい。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十三分散会

四月十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律案
一、補助金等に關する予算の執行の適正化に關する法律案
一、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(衆)

日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律案

日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律案

〔目的〕
第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定を実施するため、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、通行税法(昭和十五年法律第四十三号)、印紙税法(明治三

十二年法律第五十四号)、物品税法(昭和十五年法律第四十号)、揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)、しやし織雜品の課税に關する法律(昭和二十九年法律第 号)、入場税法(昭和二十九年法律第 号)、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)、噸税法(明治三十二年法律第八十八号)、酒税法(昭和二十八年法律第六号)、砂糖消費税法(明治三十四年法律第十三号)、骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)、国稅刑罰取銷法(明治三十三年法律第六十七号)、たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百一十号)及び塩専売法(昭和二十四年法律第一百十二号)の特例を設けることを目的とする。

〔定義〕
第二条 この法律において左の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
一 国際連合の軍隊 日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定第一條(定義)に規定する国際連合の諸決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣してあり、又は将来派遣する国で、その政府が同協定の当事者であるもの(以下この条において「派遣国」という。)

の陸軍、海軍又は空軍で、当該国際連合の諸決議に従う行動に従事するために派遣されているものをいう。
二 国際連合の軍隊の構成員 国際連合の軍隊に屬し、現に服役

中の軍人で、日本国内にある間におけるものをいう。

三 軍属 派遣国の国籍を有し、且つ、国際連合の軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴する文民で、日本国内にある間におけるもの（日本国内に通常居住する者を除く）をいう。

四 家族 国際連合の軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子並びに父母及び二十一歳以上の子のうちその生計費の十分の五以上を国際連合の軍隊の構成員又は軍属が負担するもので、日本国内にある間におけるものをいう。

五 軍人用販売機関等 派遣国の歳出外資金により国際連合の軍隊の使用する施設内に設置された諸機関のうち国際連合の軍隊が公認し、且つ、規制するもので、国際連合の軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの者の家族の利用に供されるものをいう。

(所得税法等の特例)
第三条 国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族、軍人用販売機関等、国際連合の軍隊又はその公認調達機関に対する所得税法、相続税法、通行税法、印紙税法、物品税法、揮発油税法、しやし織維品の課税に関する法律又は入場税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十一号)の規定を準用する。

第六部 大蔵委員会会議録第三十六号

2 前項において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九条第一項第一号、第十條第一項第一号又は第十條の二第一項第一号(軍用品についての物品税、揮発油税又は織維品消費税の免除)の規定により物品税、揮発油税又は織維品消費税の免除を受けた物品、揮発油又は織維製品については、同法第九条第二項、第十條第二項又は第十條の二第二項(証明がない場合の物品税、揮発油税又は織維品消費税の徴収)及び同法第十一条(免税物品等の譲渡禁止及び違反した場合の罰則)の規定を準用する。

(関税法等の特例)
第四条 国際連合の軍隊、その構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は軍人用販売機関等の輸入に係る物品に対する関税法、関税率法、酒税法、砂糖消費税法、物品税法、揮発油税法、しやし織維品の課税に関する法律又は骨牌税法の適用及び国際連合の軍隊が所有している船舶若しくは航空機又は全部用船契約により用船している船舶若しくは借り上げている航空機で、国際連合の軍隊のために又はその管理の下に、公の目的をもつて運航されているものに対する関税法又は噸税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十

七年法律第百二十二号)の規定を準用する。

(国税犯則取締法等の特例)
第五条 国際連合の軍隊が使用し、且つ、その権限に基いて警備している施設内における、又は国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族の身体若しくは財産若しくは国際連合の軍隊の財産についての国税犯則取締法又は関税法(たばこ専売法、アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)、噸税法、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の法律において準用する場合を含む)の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十三号)の規定を準用する。

(たばこ専売法等の特例)
第六条 国際連合の軍隊、その構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は軍人用販売機関等に対するたばこ専売法又は塩専売法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十四号)の規定を準用する。

附則
1 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の最初の効力発生の日から施行し、同協定第二十一条(署名国についての適用期日)及び第二十

二条(加入国についての適用期日)において及ばれないこととされる場合を除き、同協定の最初の署名の日又はその日の後六箇月以内と同協定の当事者となる国については、昭和二十七年四月二十八日(入場税及び織維品消費税に係る部分については、それぞれ入場税法又はしやし織維品課税に関する法律の施行の日)から適用する。

2 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の施行の日の前日までに、この法律の適用については、第一条中「関税法(昭和二十九年法律第六十一号)」とあるのは「関税法(明治三十二年法律第六十一号)」と、第五条中「噸税法」とあるのは「噸税法、保税倉庫法(明治三十年法律第十五号)」とする。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

目次
第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 補助金等の交付の申請及び決定(第五条―第十条)
第三章 補助事業等の遂行等(第十一条―第十六条)
第四章 補助金等の返還等(第十七条―第二十一条)
第五章 雑則(第二十二条―第二十八条)
第六章 罰則(第二十九条―第三十四条)

附則

第一章 総則
第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に關する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行の適正化を圖ることを目的とする。

(この法律の目的)
第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に關する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行の適正化を圖ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する左の各号に掲げるものをいう。
一 補助金
二 負担金(国際条約に基く分担金を除く)
三 利子補給金
四 その他国が相当の反対給付を受けずに交付する金銭であつて政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この法律において「補助関係利益」とは、左の各号に掲げるものをいう。
一 補助金等を直接又は間接に財源として国以外の者が相当の反対給付を受けずに交付する金銭
二 補助金等の交付によつて間接に軽減を受ける利子に相当する利益

附則

第一章 総則
第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に關する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行の適正化を圖ることを目的とする。

第一章 総則
第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に關する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行の適正化を圖ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する左の各号に掲げるものをいう。
一 補助金
二 負担金(国際条約に基く分担金を除く)
三 利子補給金
四 その他国が相当の反対給付を受けずに交付する金銭であつて政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この法律において「補助関係利益」とは、左の各号に掲げるものをいう。
一 補助金等を直接又は間接に財源として国以外の者が相当の反対給付を受けずに交付する金銭
二 補助金等の交付によつて間接に軽減を受ける利子に相当する利益

附則

第一章 総則
第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に關する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行の適正化を圖ることを目的とする。

て同号の利益を受けたことになる
こと並びに同号の利益を受けた者
が当該利益の対象となる融資によ
り受けた金銭を補助金等の交付の
目的に従つて使用しないことによ
り不当に同号の利益を受けたこと
になることをいう。以下同じ。』
をしてはならない。

第十二条 補助事業者等は、各省各
庁の長の定めるところにより、補
助事業等の遂行の状況に關し、各
省各庁の長に報告しなければなら
ない。

(補助事業等の遂行等の命令)
第十三条 各省各庁の長は、補助事
業者等が提出する報告等により、
その者の補助事業等が補助金等の
交付の決定又はこれに附した条件
に従つて遂行されていないと認め
るときは、その者に対し、これに
従つて当該補助事業等を遂行すべ
きことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等
が前項の命令に違反したときは、
その者に対し、当該補助事業等の
遂行の一時停止を命ずることがで
きる。

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各
庁の長の定めるところにより、補
助事業等が完了したときは、補助
事業等の成果を記載した補助事業
等実績報告書に各省各庁の長の定
める書類を添えて各省各庁の長に
報告しなければならない。補助金
等の交付の決定に係る年度の会計年
度が終了した場合も同様とする。

(補助金等の額の確定等)
第十五条 各省各庁の長は、補助事
業者等の成果の報告を受けたとき
は、報告書等の書類の審査及び必
要に応じて行つて現地調査等によ
り、当該補助事業者等の成果が補
助金等の交付の決定及びこれに附
した条件に適合するものであるかど
うかを調査し、適合すると認めら
れたときは、交付すべき補助金等の
額を確定し、及び政令で定める事項
を決定し、当該補助事業者等に通
知しなければならない。

(決定に適合させるための措置)
第十六条 各省各庁の長は、補助事
業者等の成果の報告を受けた場合に
おいて、当該補助事業者等の成果が
補助金等の交付の決定の内容及び
これに附した条件に適合しないと
認めるときは、当該補助事業者等
につき、これに適合させるための措
置をとるべきことを当該補助事業
業者等に対して命ずることができる。

2 第十四条の規定は、前項の規定
による命令に従つて行つて補助事業
等について準用する。

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業
業者等が、補助事業等に関して法令
若しくはこれに基く各省各庁の長
の処分若しくは補助金等の交付の
決定若しくはこれに附した条件に
違反し、又は補助金等の他の用途
への使用をしたときは、補助金等
の交付の決定の全部又は一部の取
消を命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助関係事業
業者等が補助関係事業等に関して法

令に違反し、又は補助関係利益の
他の用途への使用をしたときは、
補助事業者等に対し、補助金等の
交付の決定の全部又は一部の取消
を命ずることができる。

3 前二項の規定は、補助事業者等に
ついて交付すべき補助金等の額の
確定があつた後においても適用が
あるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第
二項の規定による取消をした場合
に準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金
等の交付の決定の取消をした場合
において、補助事業者等の当該取消
に係る部分に關し、すでに補助金
等が交付されているときは、期限
を定めて、その返還を命じなけれ
ばならない。

2 各省各庁の長は、補助金等の交付
の決定を受けた者に交付すべき補
助金等の額の確定があつた場合に
おいて、すでにその額をこえる補
助金等が交付されているときは、
期限を定めて、その返還を命じな
ければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還
命令に係る補助金等の交付の決定
の取消が、前条第二項の取消に係
るものである場合においてやむを
得ない事情があるとき認めるとき
は、返還の期限を延長し、又は返
還の命令の全部若しくは一部の取
消を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七
条第一項の規定又はこれに準ずる
他の法律の規定による処分に関

し、補助金等の返還が命ぜられた
ときは、政令で定めるところによ
り、その命令に係る補助金等を受領
した日から納付の日までの日数に
応じ、当該補助金等の額百円につ
き一日四銭の割合で計算した加算
金を国庫に納付しなければならない
。

2 補助事業者等は、補助金等の返
還を命ぜられ、これを納期日まで
に納付しなかつたときは、政令で
定めるところにより、納期日の翌
日から納付の日までの日数に応
じ、未納付額百円につき一日四銭
の割合で計算した延滞金を国庫に
納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合
において、補助事業者等が補助金
等の返還をしないことについて相当
の事由があると認めるときは、政
令で定めるところにより、加算金
又は延滞金の全部又は一部を免除
することができる。

(他の補助金等の一時停止等)
第二十条 各省各庁の長は、補助事
業者等が補助金等の返還を命ぜら
れ、当該補助金等、加算金又は延
滞金の全部又は一部を納付しない
場合において、その者に対し、同
種の事務又は事業について交付す
べき補助金等があるときは、相当
の限度においてその交付を一時停
止し、又は当該補助金等と未納付
額とを相殺することができる。

(徴収)
第二十一条 各省各庁の長が返還を
命じた補助金等又はこれに係る加
算金若しくは延滞金については、
国税徴収法(明治三十年法律第二

十一号)の例により、徴収するこ
とができる。

2 前項の補助金等又は加算金若し
くは延滞金の先取特権の順位は、
国税及び地方税に次ぎ、他の公課
に先だつものとする。

第五章 雜則

(財産の処分制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助
事業等により取得し、又は効用の
増加した政令で定める財産を各省
各庁の長の承認を受けずに補助
金等の交付の目的に反して使用
し、譲渡し、交換し、貸し付け、
又は担保に供してはならない。但
し、政令で定める場合は、この限
りでない。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助
金等に係る予算の執行の適正を期
するため必要があるときは、補助
事業者等若しくは補助関係事業者
等に対して報告をさせ、又は当該
職員にその事務所、事業場等に立
ち入り、帳簿書類その他の物件を
検査させ、若しくは関係者に質問
させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す
証票を携帯し、関係者の要求があ
るときは、これを呈示しなければ
ならない。

3 第一項の規定による権限は、犯
罪捜査のために認められたものと
解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に關す
る事務その他補助金等に係る予算
の執行に關する事務に従事する員
又は都道府県の職員は、当該事務

を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは補助関係事業者等に対し干渉してはならない。

(不服の申立)

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体(港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)に基づく港務局を含む。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服の申立をすることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申立があつたときは、申立をした者に意見を述べ、機会を与へた上、必要な措置をとり、その旨を申立をした者に対し通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の委任)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関又は都道府県の機関に委任することができる。

(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基き、若しくはこれを実施するため命令に基き交付する補助金等に関するは、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)
第二十八条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 詐偽その他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は補助関係利益を受けた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の未遂罰は、罰する。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は補助関係利益の他の用途への使用をした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者

二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定のある者を含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により、法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が、訴訟行為につきその団体を代表する外、法人を被告人とする刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、地方公共団体には、適用しない。

2 地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした当該地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

第三十四条 補助金等の交付の申請又は補助事業等の成果の報告に係る書類に不実の記載があつた場合においては、当該書類の名義人(名義人が法人その他の団体であるときは、その代表者)を十万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この法律は、昭和二十九年年度分以降の予算により支出される補助金等及びこれに係る補助関係利益に關して適用する。

3 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に關しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

4 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第二十九条、第四十条、第二十三)」を「(第二十九条、第四十条、第二十四)」に改

め、第五章中第四十三条の二十三の次に次の一条を加える。

(補助金等)

第四十三条の二十四 補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律(昭和二十九年法律第七号)の規定(罰則を含む)は、日本専売公社の補助金等に關し準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く)中「各省各庁」とあるのは「日本専売公社」と、

「各省各庁の長」とあるのは「日本専売公社の總裁」と、第七條及び第十九條中「国庫」とあるのは「日本専売公社」と読み替へるものとする。

5 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第五十条の次に次の一条を加える。
(補助金等)
第五十条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律(昭和二十九年法律第七号)の規定(罰則を含む)は、日本国有鉄道の補助金等に關し準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く)中「各省各庁」とあるのは「日本国有鉄道」と、

「各省各庁の長」とあるのは「日本国有鉄道の總裁」と、第七條及び第十九條中「国庫」とあるのは「日本電信電話公社」と読み替へるものとする。

6 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の次に次の一条を加える。

(補助金等)

第七十三条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律(昭和二十九年法律第七号)の規定(罰則を含む)は、日本電信電話公社の補助金等に關し準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く)中「各省各庁」とあるのは「日本電信電話公社」と、

「各省各庁の長」とあるのは「日本電信電話公社の總裁」と、第七條及び第十九條中「国庫」とあるのは「日本電信電話公社」と読み替へるものとする。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案
外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律

外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
第三条を次のように改める。
第三条 削除
第三章中第十六條の前に次の一条を加える。
(外国為替予算の作成及び国会の議決)
第十五條の二 内閣は、毎年、四月一日から翌年の三月三十一日まで

の期間(以下「予算期」という)に係る外国為替予算を作成し、その年の二月末日までに国会に提出して、その議決を経なければならぬ。

2 前項の外国為替予算には、当該

議決)

予算期における輸入貨物（外国為替予算の作成上物資別に区分することが適当でない貨物を除く。）の物資別数量の見積書を添付しなければならぬ。

3 外国為替予算の国会の議決に関するは、国の予算の議決の例による。但し、参議院が、衆議院の可決した外国為替予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて十五日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第十六条の見出しを削る。
第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 外国為替予算は、左に掲げるところに従つて、作成されなければならない。

一 当該予算期における外国為替の使用可能量を總括的に表示すること。

二 輸入貨物については、物資別金額に区分すること。但し、物資別に区分することが適当でない貨物については、その区分によらないこと。

三 貿易外の支払については、用途別金額に区分すること。
第十九条を次のように改める。

（外国為替予算の変更）

第十九条 内閣は、外国為替予算の変更を必要とするときは、国会の議決を経なければならない。この場合においては、第十五条の二第三項の規定を準用する。

第二十条中「閣僚審議会により」を削り、「閣僚審議会の承認」を「内閣の承認」に改める。

第三章中第二十条の次に次の一条を加える。

（政令への委任）
第二十条の二 外国為替予算の作成の手続その他外国為替予算に関する必要な事項は、政令で定める。
第六十六条の次に次の一条を加える。

（輸入の実績の国会への報告）
第六十六条の二 内閣は、毎予算期の外国為替予算に基く輸入為替手形の決済の実績についての明細な報告書を、当該予算期の末日から二月以内に国会に提出しなければならない。

附則
1 この法律は、昭和三十年四月一日から施行する。但し、第三条の改正規定及び附則第三項の規定を除く部分は、同日に開始する予算期に係る外国為替予算から適用する。

2 外資に関する法律（昭和二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。
第六条並びに第十七条第二項及び第三項中「閣僚審議会」を「内閣」に改める。

3 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。
第十三条第六号中「整理し、その他閣僚審議会の事務を処理すること。」を「整理すること。」に改める。

四月十五日日本委員会に左の事件を付託された
一、交付税及び譲与税配付金特別会

計法案（予備審査のための付託は三月八日）
一、財政法等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月二十六日）
一、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月二十九日）
一、国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案（予備審査のための付託は三月二十九日）

昭和二十九年五月十一日印刷

昭和二十九年五月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局